

自治体申請システム ～操作マニュアル(申請者向け)～

国土交通省 関東地方整備局
道路部 交通対策課

令和2年10月

自治体申請システム 操作マニュアル 目次

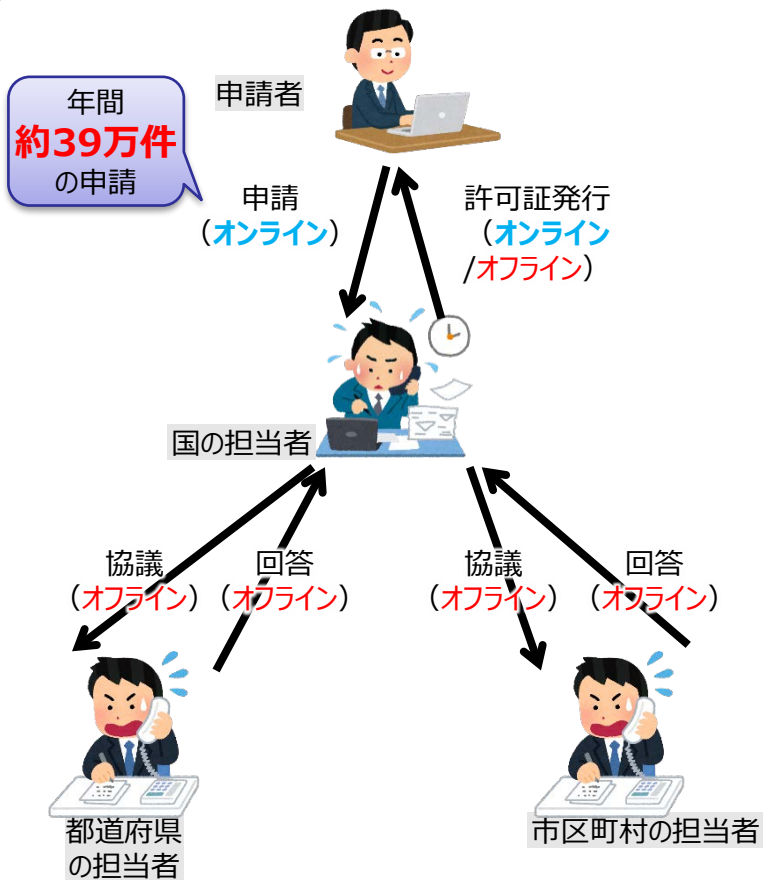
1. はじめに		
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット	3	
1-2. 自治体申請システムの処理イメージ	5	
1-3. 自治体申請システム利用上のお願い	6	
2. 自治体申請システムを利用するための準備		
2-1. 利用環境	9	
2-2. 自治体申請システムへのアクセス	10	
2-3. このドキュメントについて	11	
2-4. 全画面の共通仕様について	12	
2-5. 主機能の画面遷移について	13	
3. 申請データの準備		
3-1. 提出書類の電子データ化	18	
4. 自治体申請システムにログインする		
4-1. 自治体申請システム ログイン	20	
4-2. パスワードの再発行	22	
4-3. 新規ユーザーの登録	23	
5. 申請する		
5-1. 申請する	26	
5-2. 複数の申請先に一括で申請する	35	
6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認		
6-1. 申請状況一覧	37	
6-2. 申請内容の確認	40	
6-3. 申請の取り消し	45	
6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする	44	
6-5. 審査内容の確認	51	
7. 便利に使う		
7-1. 問い合わせ	54	
8. ユーザー情報の参照・変更		
8-1. ユーザー情報の確認	57	
8-2. ユーザー情報の変更	59	
9. システムから送信するメール		
9-1. システムから送信するメールの種類	62	
10. 用語集		
10-1. 用語集	64	
11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ		
11-1. 自治体申請システムに関するお問合せ	80	
12. 改訂履歴		81

1. はじめに

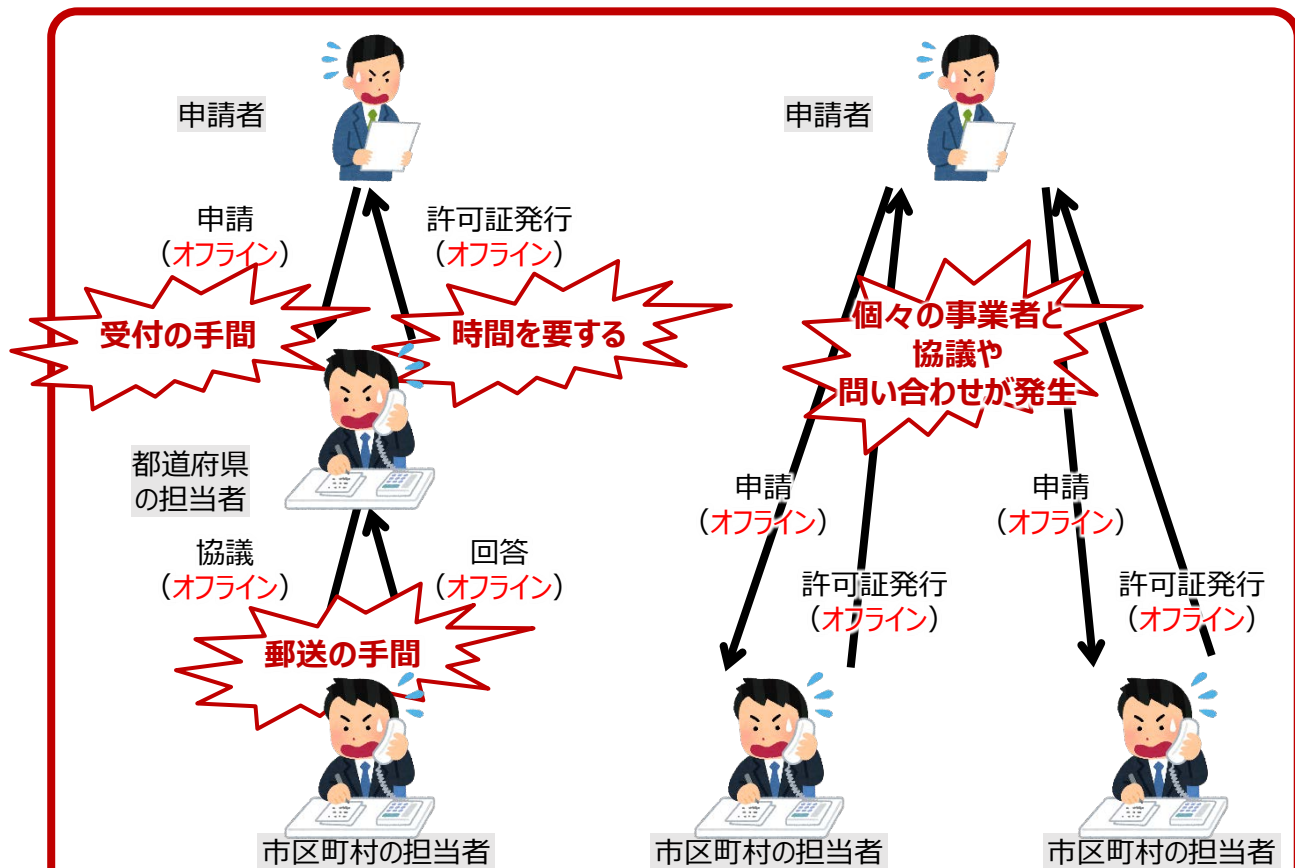
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- デジタル手続き法案が成立したことを受け、自治体に対する特車通行許可申請のオンライン化のニーズが高まることが想定される
- また、背高コンテナ車両は「特車通行許可不要(特車フリー)区間」が設定されたことで、特車フリー区間の申請は不要になったが、特車フリー区間外(主に自治体が管理する路線)への申請は残存している
- 申請者は個々の自治体窓口へ直接、申請を行う必要があり、申請件数が増加する中で、負担の増加が懸念される

国への特殊車両通行許可申請



自治体への特殊車両通行許可申請



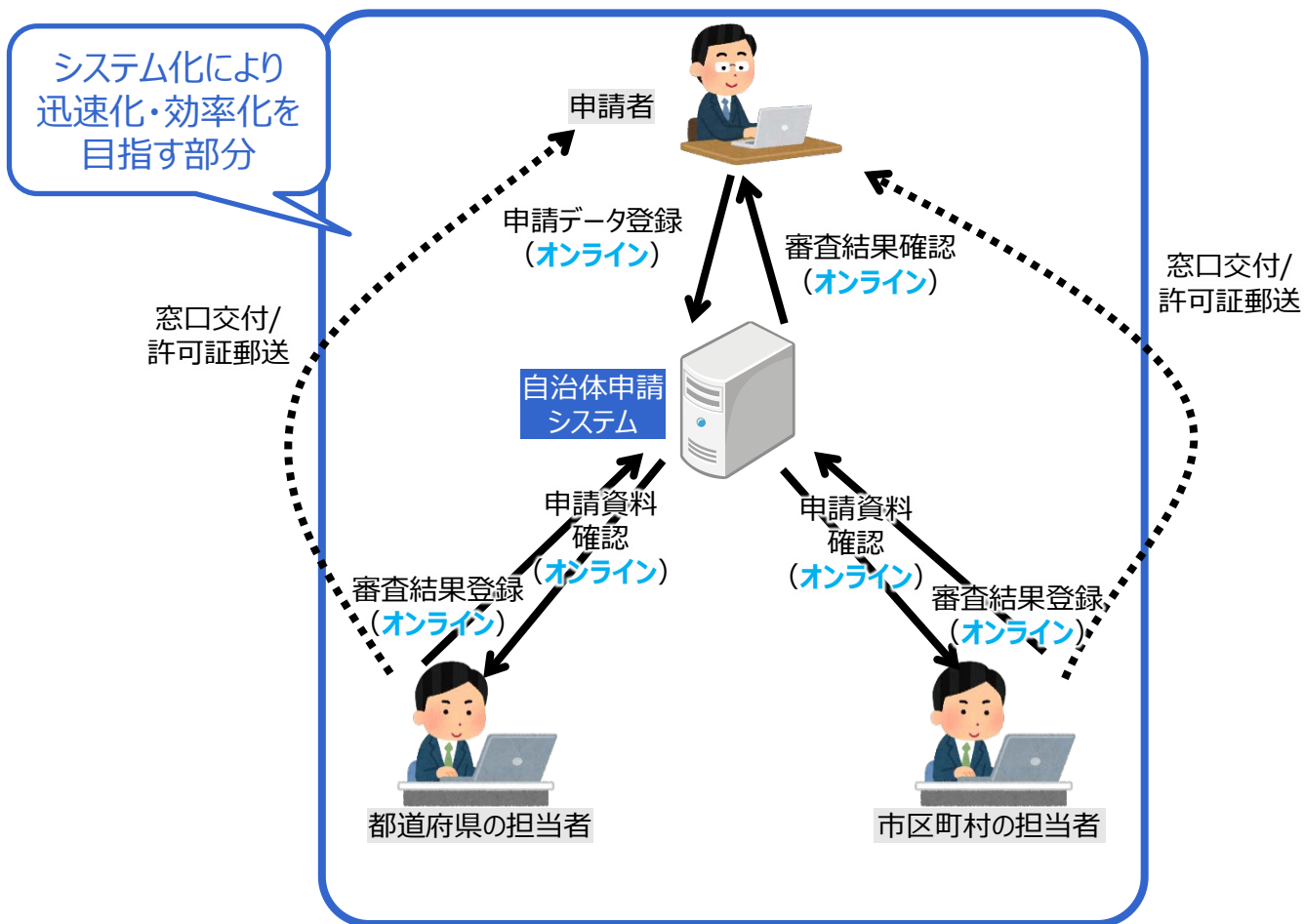
【上位自治体が含まれる場合】

【上位自治体が含まれない場合】

1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- 道路管理者（自治体）と申請者をオンラインで繋ぐことにより、審査作業の迅速化を図る
- システムでの一元受付により、個別で受付していた作業の効率化・省力化を図る
- 申請及び許可証受領のオンライン化により、40ft背高海上コンテナ車両の機動的な通行を支援

自治体申請システムを活用した 特殊車両通行許可申請



システム化による効果

- **既存の申請書データ等の活用とオンライン化**による自治体における**審査作業の迅速化・効率化**
- **大量・大容量のデータや様々なファイル**の送受信の実現による**審査作業の効率化**
- **審査状況の見える化**による道路管理者と申請者間での**問い合わせ対応の負担軽減**
- **許可証の発行作業の効率化**※
- 申請者の申請手続きの負担軽減

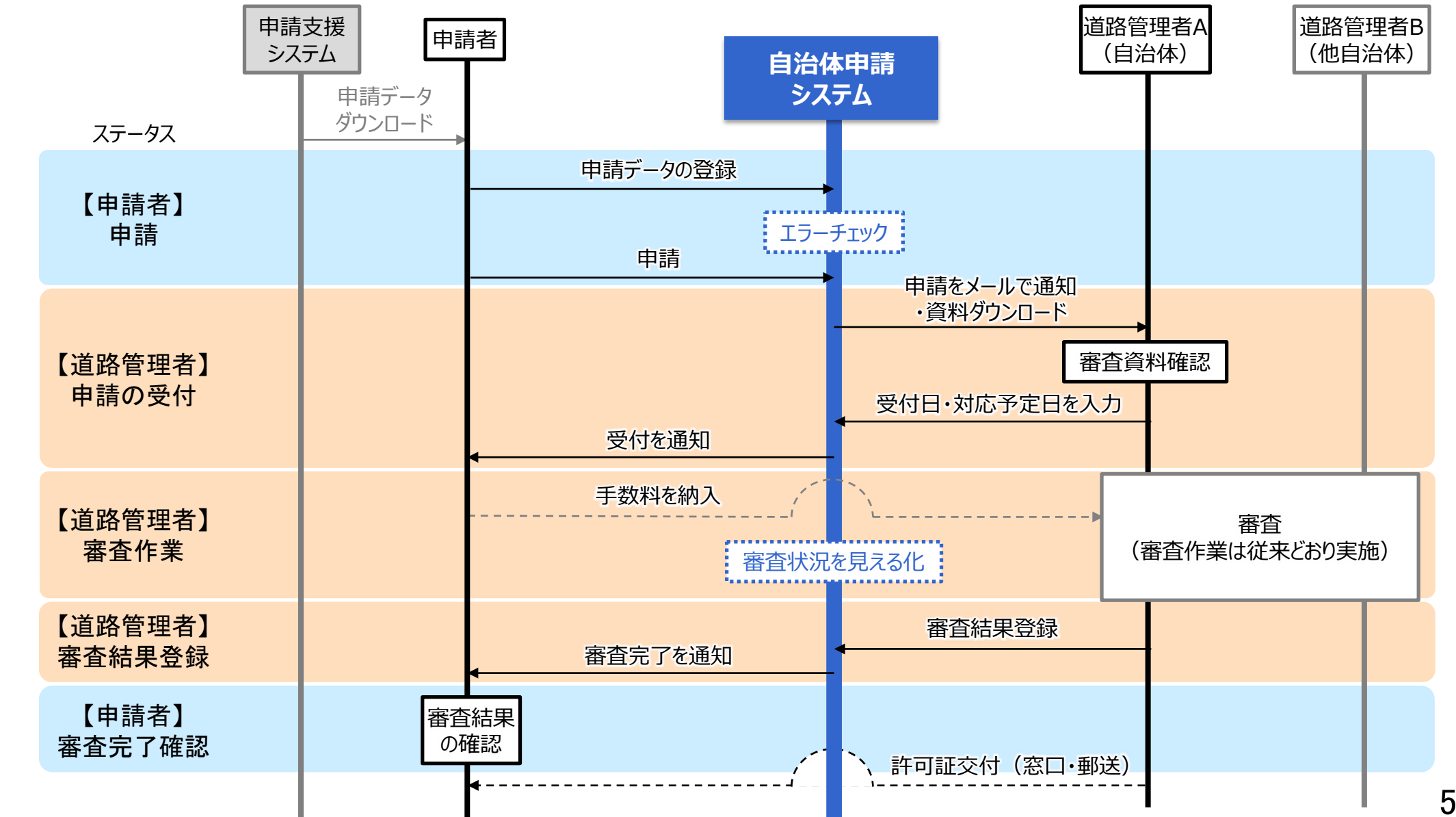
※ 許可証は窓口交付、または紙での郵送等とする。
（将来的には電子データでの発行も想定）

システム利用上の留意点

- 一部の自治体で審査時の手数料徴収にかかる制度（条例等）の変更が検討されていることから、本システムでは手数料について扱わない

1-2. 自治体申請システムの処理イメージ

- システムで簡易的にエラーチェックを行うことで、書類不備や申請時のミス・間違いを防止
- 申請受付や申請状況が見える化することで、道路管理者と申請者間での問い合わせ対応の負担軽減

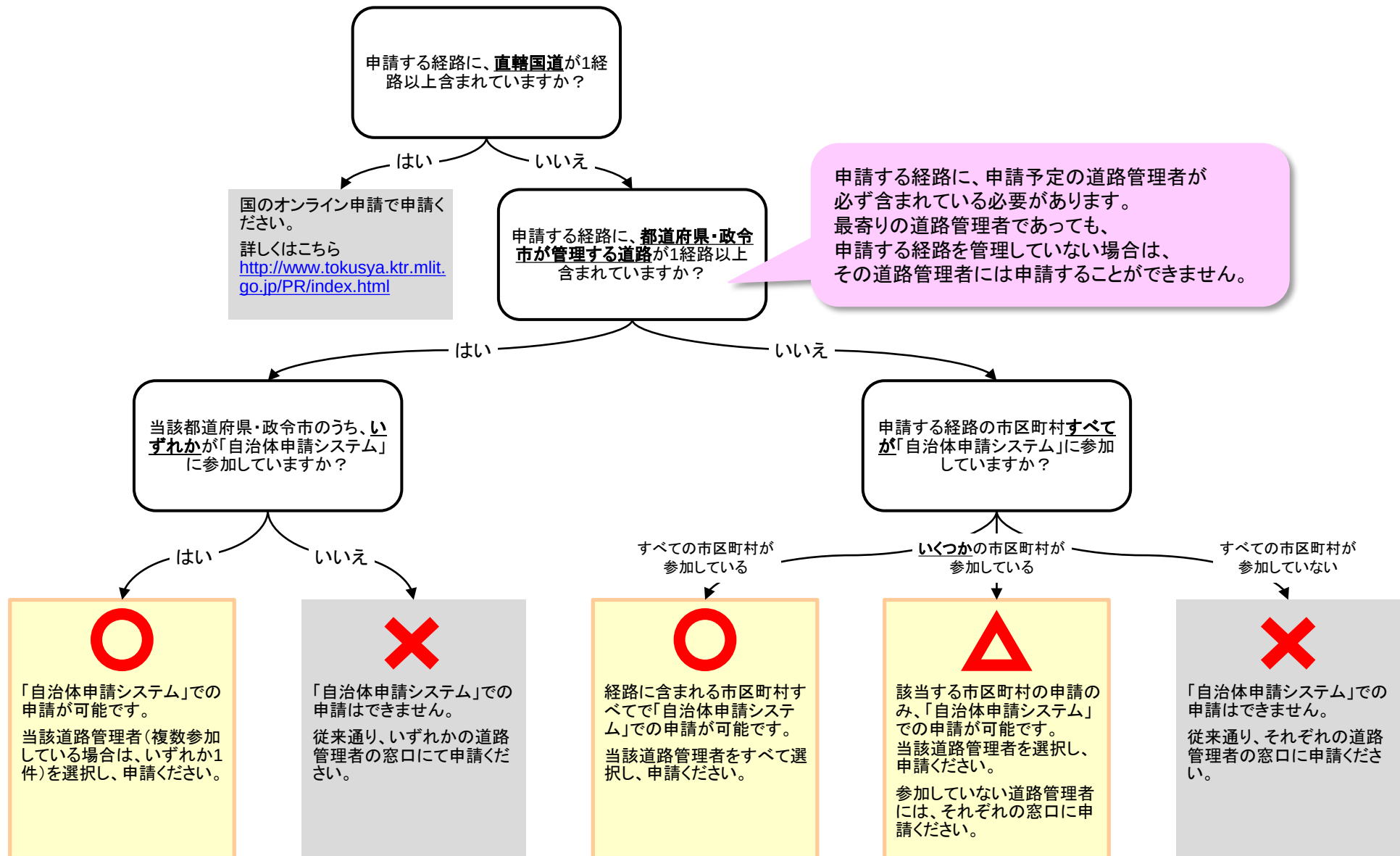


1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項

- 本システムは、地方公共団体等に対する特殊車両通行許可申請をオンラインで行うことができるものです。
 - 1) 対象となる申請について
申請する経路中に、一部でも国が管理する道路(直轄国道)を含む場合は、従来どおり、国の窓口に対し、オンライン申請していただくよう、お願いいたします。
ただし、国への申請が不要で都道府県等で完結する申請の場合は、本システムをご利用いただけます(例:新規格車の申請などの従来都道府県の窓口にて申請されていたもの)。
 - 2) 申請可能な地方公共団体について
本システムを利用して、オンラインで申請できる地方公共団体は、現時点では一部に限られています
(順次、申請可能な地方公共団体が追加され次第、PRサイトにてお知らせします。)
 - 3) 利用登録について
本システムの利用にあたり必要となる利用登録は、必ず申請先の地方公共団体が本サービスの対象となっていることを確認してから行うよう、お願いいたします。
 - 4) 一括申請にかかる手数料について
複数の道路管理者への特殊車両通行許可申請で発生する手数料の納付方法については利用申請先の自治体の指示に従ってください。

1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項

○以下のフローに当てはまる申請は、本システムを活用できます。



2. 自治体申請システムを利用するための準備

2-1. 利用環境

1) パソコン、ネットワーク環境

OS	● Windows10 ● Windows8.1 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ブラウザ	● Internet Explorer11 ● Microsoft Edge ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
モニター解像度	● 1366×768以上 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ネットワーク環境	● インターネット接続が可能な環境が必要です。
必要な周辺機器	● 申請する未収録道路の路線図を、画像・PDFデータ化するスキャナーが必要です。

■ 操作上のご注意 ■

Webブラウザを利用して操作を行いますが、以下の機能は使用しないでください。

- 戻るボタン
エラーの原因となります。前画面に戻りたい場合は、画面上に表示される戻るボタンを使用してください。
- ブラウザの拡大・縮小機能
拡大・縮小を選択すると表示項目がズレる可能性があります。拡大は100%のサイズでご利用ください。
- タブブラウザ
タブブラウザ機能は使用しないでください。
- 本システムは、同じユーザIDを用い、複数のパソコンやブラウザでログインすることはできません。
先にログインしたパソコン・ブラウザが自動でログアウトされます。
- 本システムは、60分間操作を停止すると自動でログアウトされます。操作を一時中断する場合には必ず一時保存してください。

2-2. 自治体申請システムへのアクセス

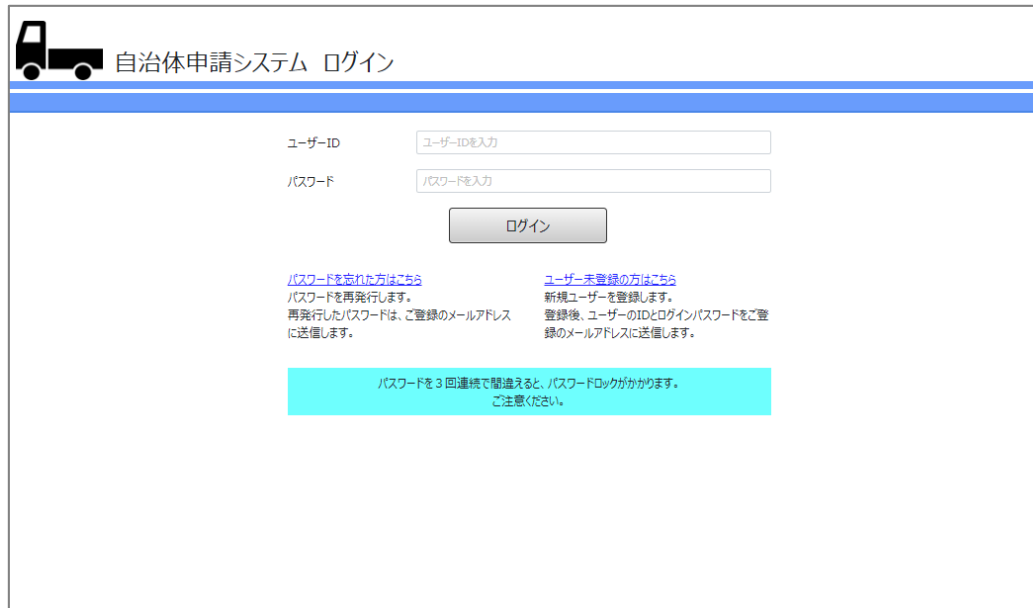
1) システムURLとシステムメールアドレス

■ システムURL

- ・ また、インターネット接続ユーザ向けのURLにアクセスしますと、以下の画面が表示されます。

(インターネット接続ユーザ)

URL : https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/



自治体申請システム ログイン

ユーザーID

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)
パスワードを再発行します。
再発行したパスワードは、ご登録のメールアドレス
に送信します。

[ユーザー未登録の方はこちら](#)
新規ユーザーを登録します。
登録後、ユーザーのIDとログインパスワードをご登
録のメールアドレスに送信します。

パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかります。
ご注意ください。

■ システムメールアドレス

- ・ 本システムからの各種通知は以下のメールアドレスより、本システムにご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail : ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp

2-3. このドキュメントについて

1) 自治体申請システムマニュアル内の表記

5-4. 審査内容の確認

1) 申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します

申請～審査完了までの流れを表示しています。

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

システム画面のイメージを表示しています。表示されている申請内容は実際とは異なります。操作説明などは吹き出しで表示しています。

①審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差し戻し」の場合のみ遷移できます。

縦に長い画面は、複数ページで説明しています。

吹き出しの種類



その画面で行う操作を説明します



その画面の補足情報を説明します



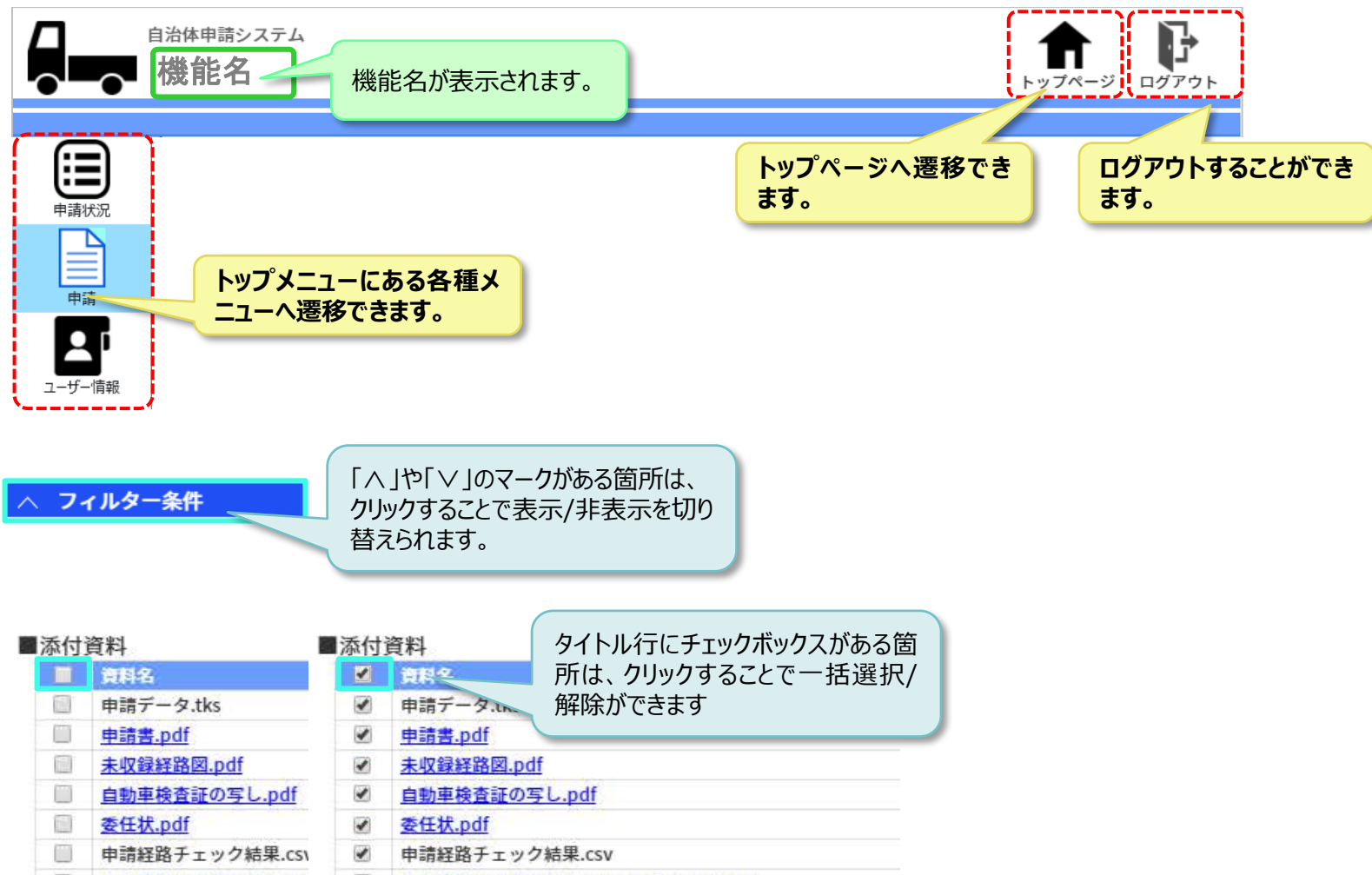
その画面で留意すべきポイントを説明します



画面上で行う特殊な操作を説明します

2-4. 全画面の共通仕様について

1) 全画面での共通の仕様について



自治体申請システム

機能名 機能名が表示されます。

トップページ トップページへ遷移できます。

ログアウト ログアウトすることができます。

申請状況

申請 トップメニューにある各種メニューへ遷移できます。

ユーザー情報

フィルター条件 「^」や「v」のマークがある箇所は、クリックすることで表示/非表示を切り替えられます。

添付資料

資料名	資料名
☐ 申請データ.tks	☒ 申請データ.tks
☐ 申請書.pdf	☒ 申請書.pdf
☐ 未収録経路図.pdf	☒ 未収録経路図.pdf
☐ 自動車検査証の写し.pdf	☒ 自動車検査証の写し.pdf
☐ 委任状.pdf	☒ 委任状.pdf
☐ 申請経路チェック結果.csv	☒ 申請経路チェック結果.csv

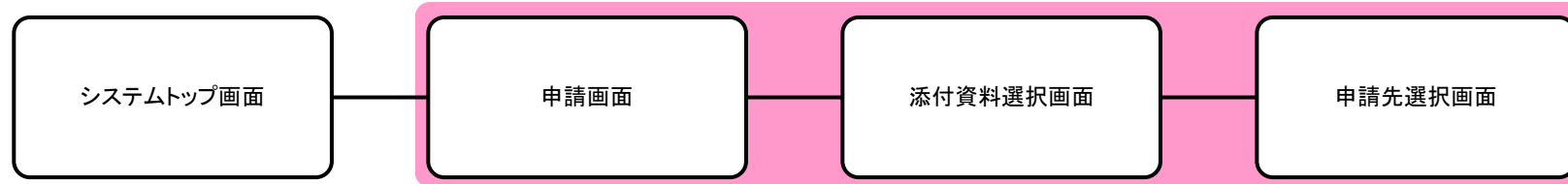
タイトル行にチェックボックスがある箇所は、クリックすることで一括選択/解除ができます

2-5. 主機能の画面遷移について

1) 画面遷移概要

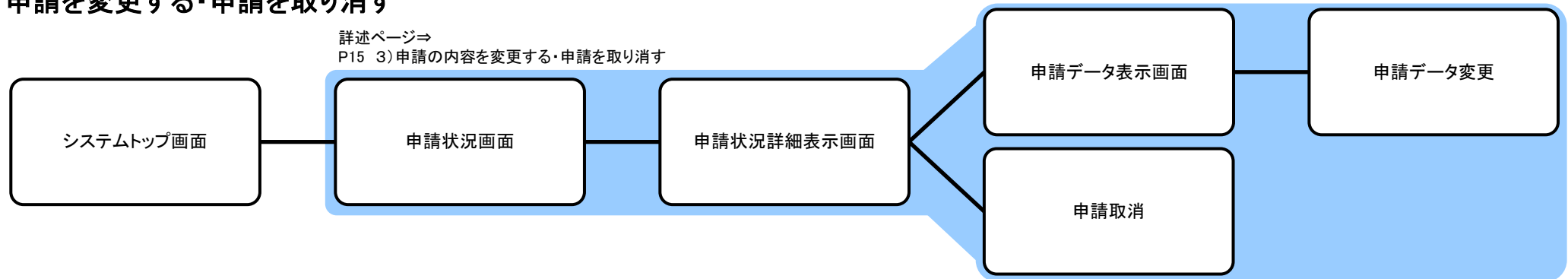
新しく申請を依頼する

詳述ページ⇒
P14 2) 新しく申請を依頼する



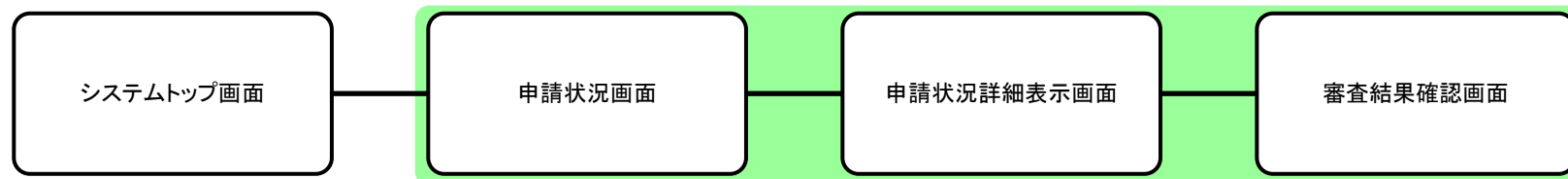
申請を変更する・申請を取り消す

詳述ページ⇒
P15 3) 申請の内容を変更する・申請を取り消す



審査結果を確認する

詳述ページ⇒
P16 4) 審査結果を確認する



2-5. 主機能の画面遷移について

2) 新しく申請を依頼する

申請画面

tkcデータを読み込む画面です。

添付資料選択画面

申請に添付する各種資料をアップロードする画面です。

申請先選択画面

申請先の道路管理者を選択する画面です。

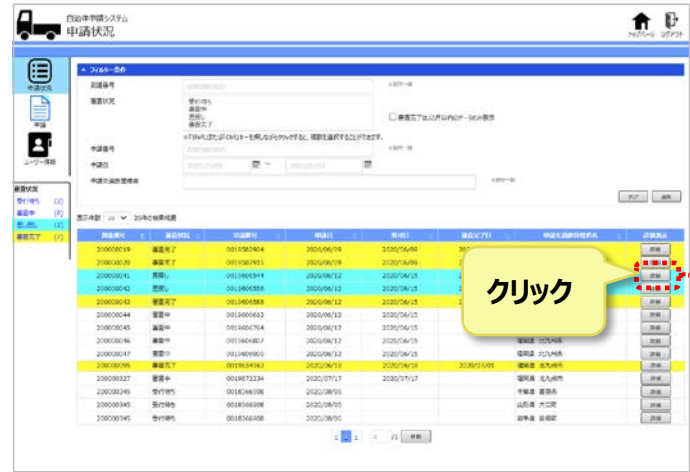
道路管理者へ
申請依頼

詳しくは、「5. 申請者による道路管理者への申請」をご確認ください

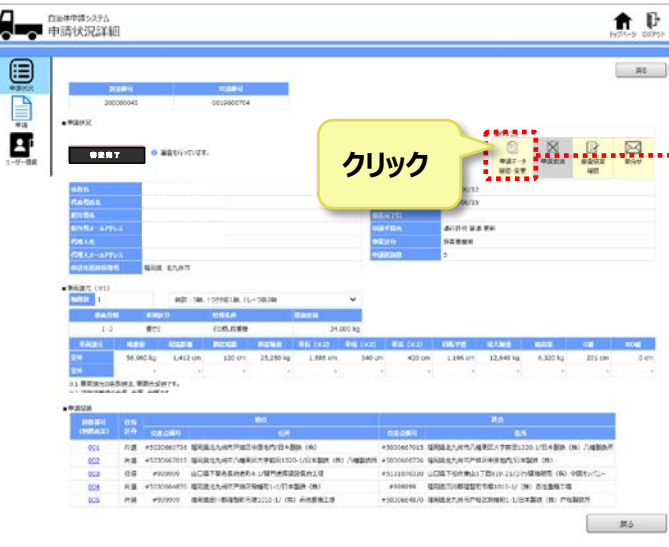
2-5. 主機能の画面遷移について

3) 申請を変更する・申請を取り消す

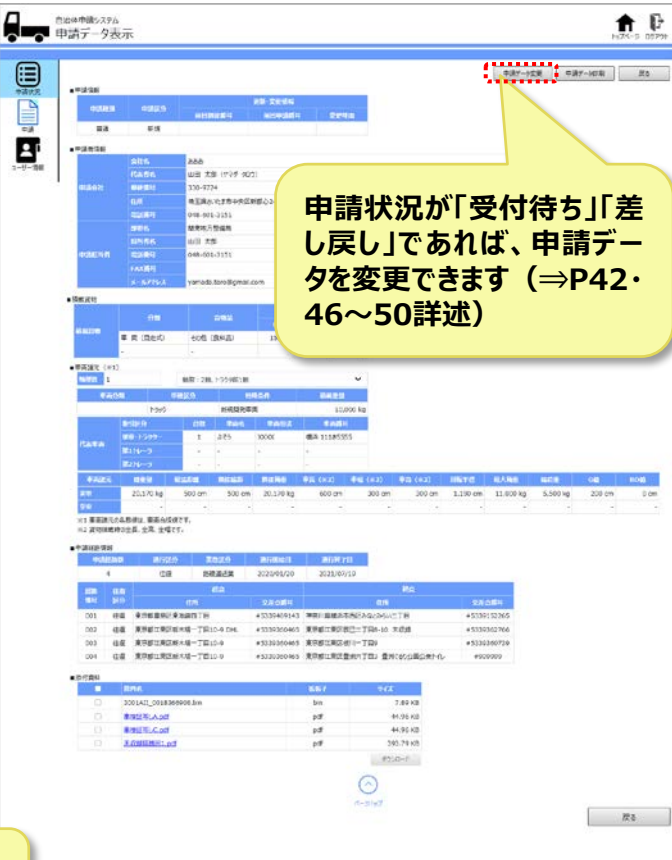
申請状況画面
申請が表示される画面です。



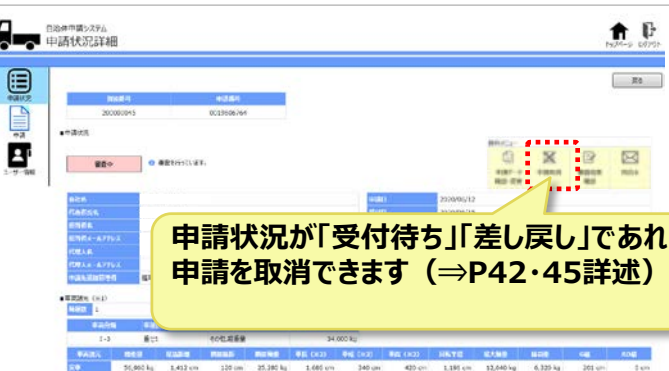
申請状況詳細表示画面
申請した内容を表示する画面です。



申請データ表示画面
当該申請の申請内容を表示する画面です。



申請を取り消す



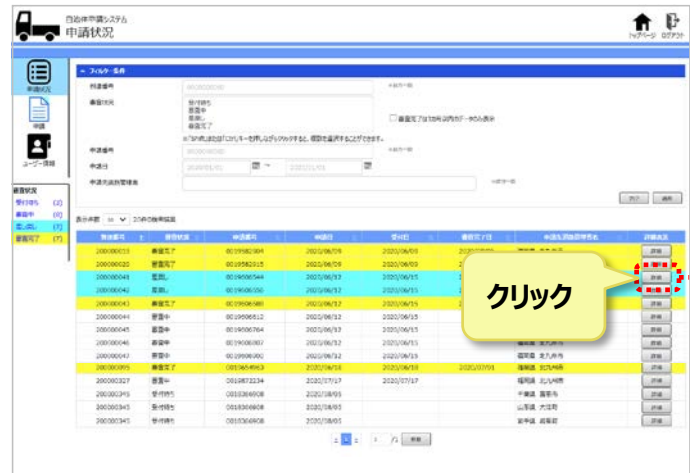
詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご覧ください

2-5. 主機能の画面遷移について

4) 審査結果を確認する

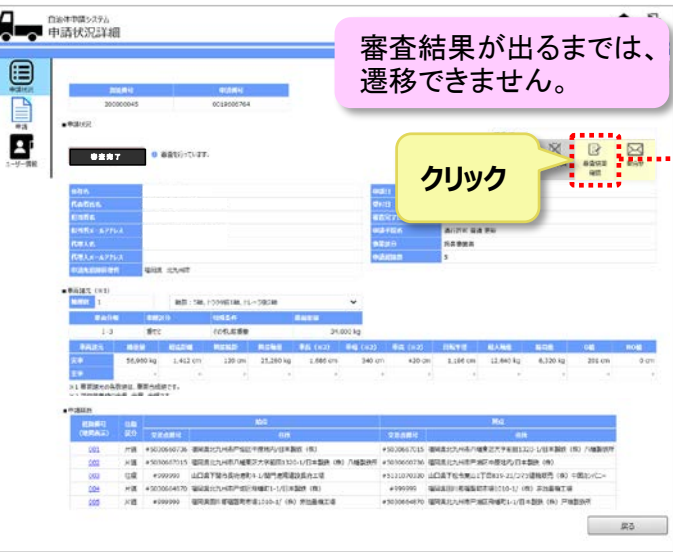
申請状況画面

申請が表示される画面です。



申請状況詳細表示画面

申請した内容を表示する画面です。



審査結果確認画面

審査結果を表示する画面です。



詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご確認ください

3. 申請データの準備

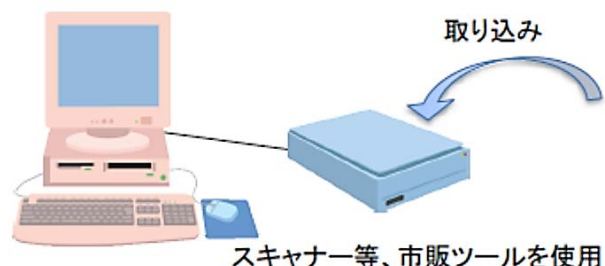
3-1. 提出書類の電子データ化

○(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第6条などの)提出書類を電子データで用意します。

提出書類一覧

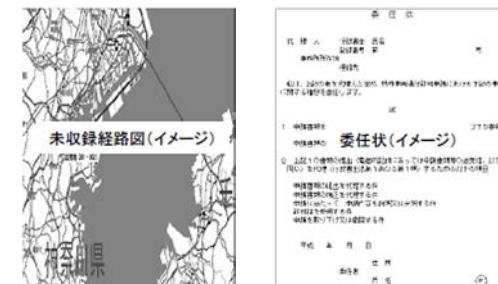
書類名	ファイル形式	資料準備方法
1 申請書(様式第一を含む)	pdfファイル	1枚目の申請書(頭紙)の道路管理者欄に申請先の自治体名を記載し、かつ、申請者の押印をしたものをスキャンしたもの(申請先の自治体から上記とは異なる指示があれば、それに従ってください。)
2 申請データ	tkfファイル	申請支援システムからダウンロードするファイル
3 自動車検査証の写し	pdf、jpeg、gifなどの形式	スキャンしたもの(原則必要)
4 未収録経路図(未収録区間を含む場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	未収録区間を明示した経路図をスキャンしたもの
5 軌跡図(超寸法車両のみ)	pdf、jpeg、gifなどの形式	軌跡図をスキャンしたもの
6 委任状(代理人申請の場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	押印しスキャンしたもの
7 申請経路チェック結果(道路管理者に求められる場合)	csv(またはpdfなど)の形式	申請経路の道路管理者が分かるような参考資料 例:C・D条件及び個別審査箇所一覧 等
8 その他道路管理者が要求する書類	pdf、jpeg、gifなどの形式	事前に把握される書類等(別途指示される場合あり)

【注意】基本的には自治体オンライン提出用サイトではファイルの分割送信や別送は行えません。



添付書類データ
送信可能な添付ファイルの拡張子は、「.tiff」、「.pdf」、「.jpeg」、「.gif」などが利用できます。

※スキャン後のファイル名式は問いません。

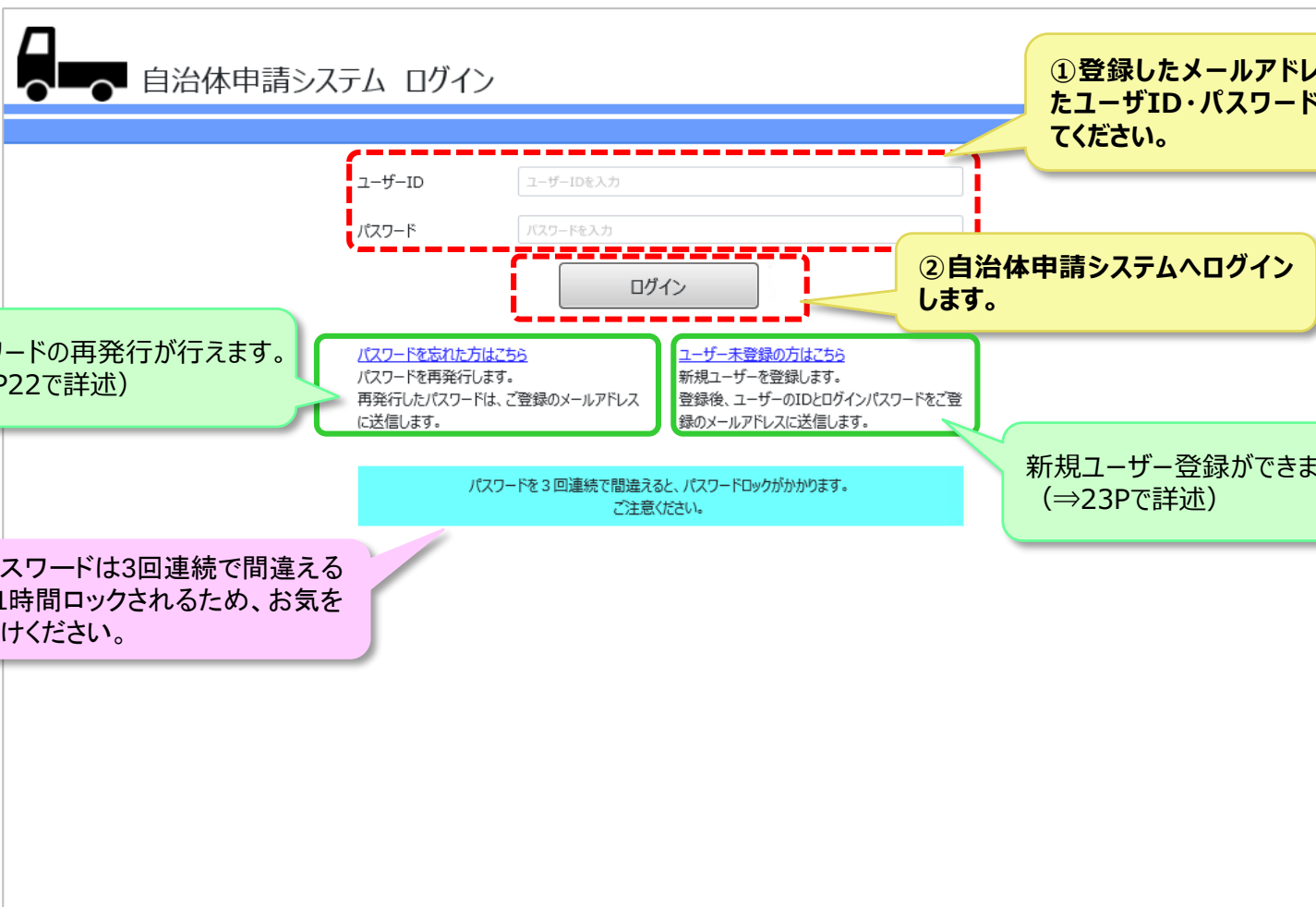


4. 自治体申請システムにログインする

4-1. 自治体申請システム ログイン

1) 自治体申請システムにログインする

○登録済みのユーザID、パスワードを入力することで、自治体申請システムにログインすることができます。



自治体申請システム ログイン

ユーザーID

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)
パスワードを再発行します。
再発行したパスワードは、ご登録のメールアドレスに送信します。

[ユーザー未登録の方はこちら](#)
新規ユーザーを登録します。
登録後、ユーザーのIDとログインパスワードをご登録のメールアドレスに送信します。

パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかります。
ご注意ください。

パスワードの再発行が行えます。
(⇒P22で詳述)

新規ユーザー登録ができます。
(⇒23Pで詳述)

①登録したメールアドレスに届いたユーザID・パスワードを入力してください。

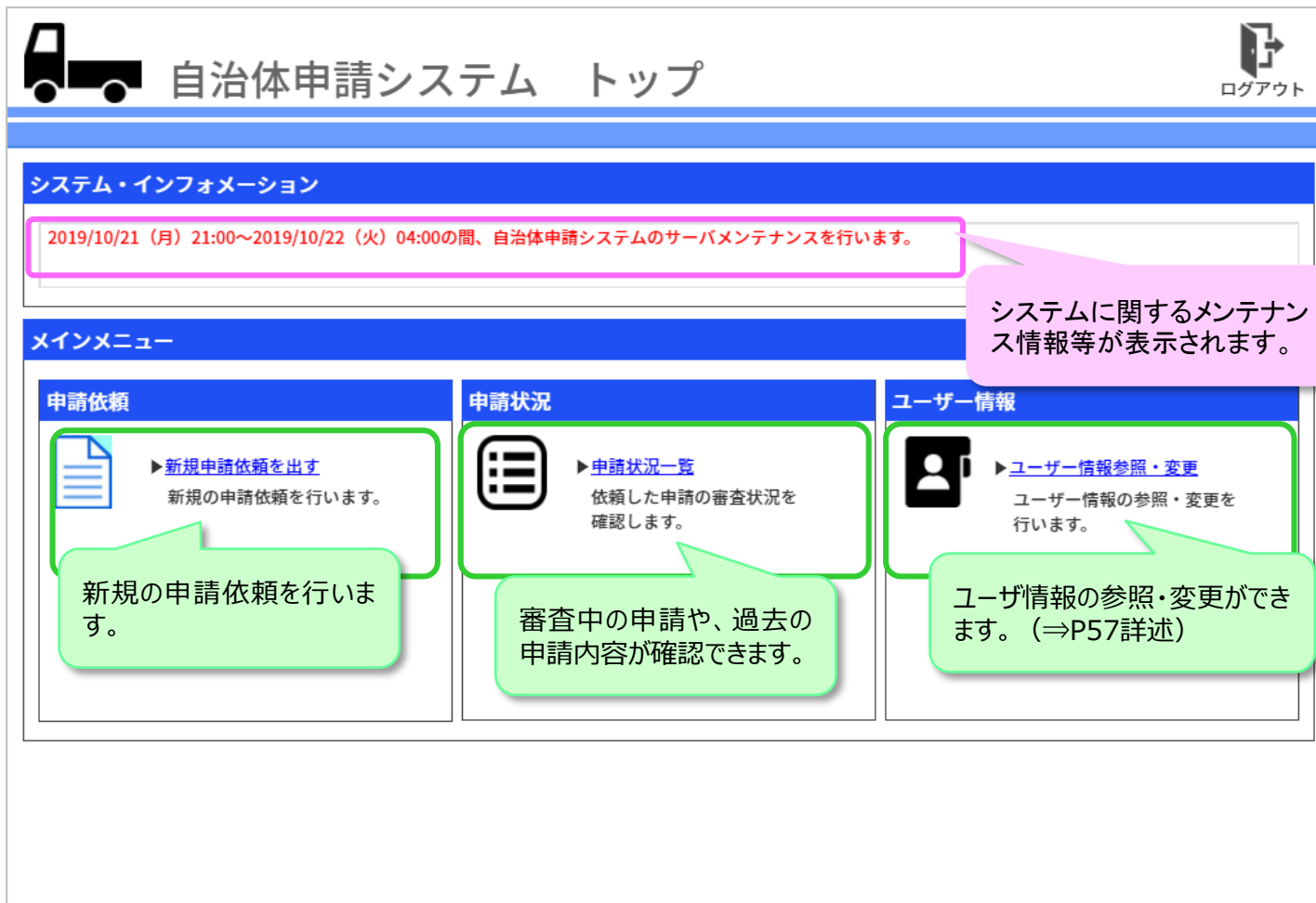
②自治体申請システムへログインします。

パスワードは3回連続で間違えると1時間ロックされるため、お気を付けください。

4-1. 自治体申請システム ログイン

2) システムトップ画面を確認する

○自治体申請システムのトップ画面には、各機能へのリンクのほか、システムに関するメンテナンス情報が表示されます。



自治体申請システム トップ ログアウト

システム・インフォメーション

2019/10/21 (月) 21:00~2019/10/22 (火) 04:00の間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行います。

メインメニュー

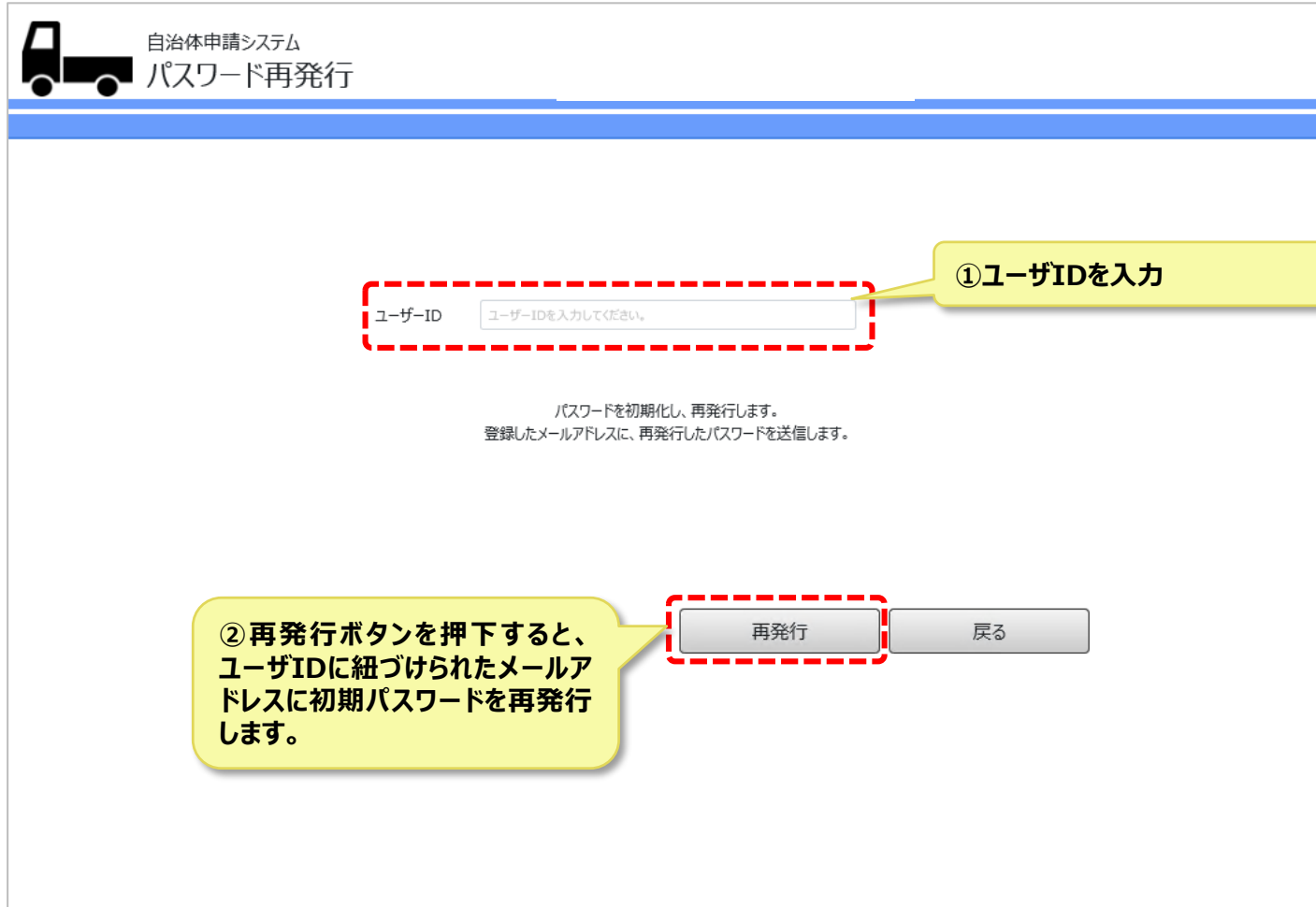
申請依頼	申請状況	ユーザー情報
▶ 新規申請依頼を出す 新規の申請依頼を行います。 新規の申請依頼を行います。	▶ 申請状況一覧 依頼した申請の審査状況を確認します。 審査中の申請や、過去の申請内容が確認できます。	▶ ユーザー情報参照・変更 ユーザー情報の参照・変更を行います。 ユーザ情報の参照・変更ができます。(⇒P57詳述)

システムに関するメンテナンス情報等が表示されます。

4-2. パスワードの再発行

1) パスワードの再発行

○ログインパスワードを紛失した場合は、ユーザーIDでパスワードの再発行ができます。



自治体申請システム
パスワード再発行

① ユーザIDを入力

ユーザーID

パスワードを初期化し、再発行します。
登録したメールアドレスに、再発行したパスワードを送信します。

② 再発行ボタンを押下すると、
ユーザIDに紐づけられたメールアド
レスに初期パスワードを再発行
します。

再発行 戻る

4-3. 新規ユーザーの登録

1) 新規ユーザーを作成する(1/2)

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。


自治体申請システム
新規ユーザー登録

戻る

「*」付きの項目は必須入力です。

申請者区分
☒ 本人 ☐ 代理人

申請会社情報入力
法人区分* (法人区分を選択)
会社名* 法人区分を省略した会社名を入力
代表者名(漢字)* 代表者氏名(漢字)を入力
代表者名(カナ)* 代表者氏名(フリガナ)を入力
郵便番号* 000 - 0000 住所自動設定
住所(都道府県)* (都道府県を選択)
(市区町村)* 市区町村を入力
(丁目番地)* 丁目番地を入力
(ビル名)
電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号

申請担当者情報入力
部署* 部署名を入力
担当者名(漢字)* 担当者氏名(漢字)を入力
担当者名(カナ)* 担当者氏名(フリガナ)を入力
電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号
FAX番号 市外局番 - 局番 - 番号
メールアドレス* 例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

申請代理人情報入力
代理人区分* (※1) (代理人区分を選択)
行政書士登録番号 (※2) 8桁の番号

次ページ参照

* の項目は必須入力です。


自治体申請システム
新規ユーザー登録

戻る

「*」付きの項目は必須入力です。

申請者区分
☒ 本人 ☐ 代理人

申請会社情報入力
法人区分* (法人区分を選択)
会社名* 法人区分を省略した会社名を入力
代表者名(漢字)* 代表者氏名(漢字)を入力
代表者名(カナ)* 代表者氏名(フリガナ)を入力
郵便番号* 000 - 0000 住所自動設定
住所(都道府県)* (都道府県を選択)
(市区町村)* 市区町村を入力
(丁目番地)* 丁目番地を入力
(ビル名)
電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号

申請担当者情報入力
部署* 部署名を入力
担当者名(漢字)* 担当者氏名(漢字)を入力
担当者名(カナ)* 担当者氏名(フリガナ)を入力
電話番号* 市外局番 - 局番 - 番号
FAX番号 市外局番 - 局番 - 番号
メールアドレス* 例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

申請代理人情報入力
代理人区分* (※1) (代理人区分を選択)
行政書士登録番号 (※2) 8桁の番号

※1. 代理人区分は、「その他」を選択した場合、申請内容が確認できません。
 ※2. 行政書士は、「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

システムに関するお問い合わせ

Copyright © 2018 xxxxx

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。

[illegible]

入力されたメールアドレスに、
ユーザーIDとパスワードを通知します。
(⇒P62詳述)

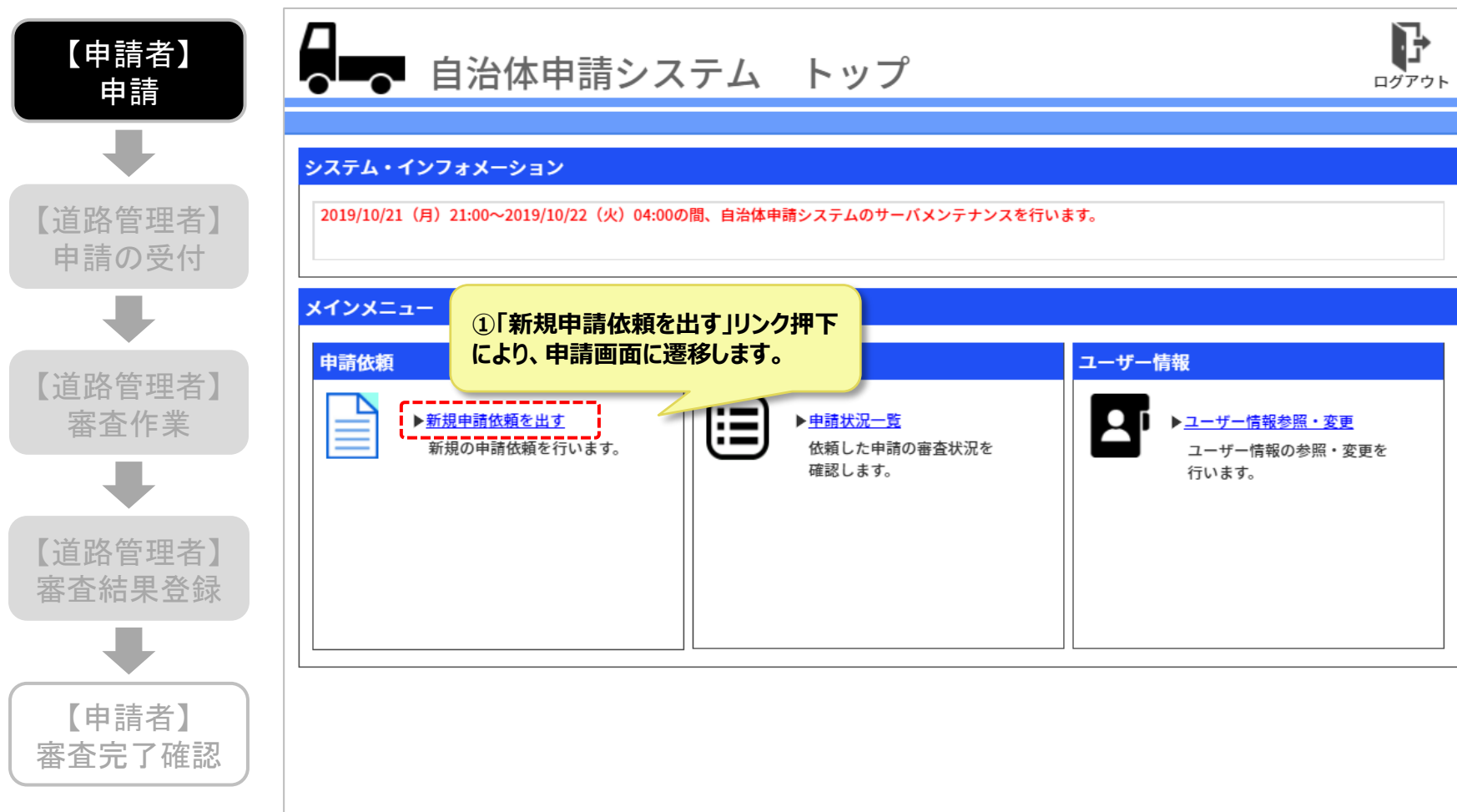
①入力された内容でアカウントを作成し、ユーザ情報画面に遷移します。

5. 申請者による道路管理者への申請

5-1. 申請する

1) システムトップ画面から申請画面へ遷移する

○システムトップ画面から、申請画面へ遷移します。



5-1. 申請する

2) 申請データを自治体申請システムに読み込ませる

○申請支援システムで作成したデータを用い、依頼する申請を作成できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

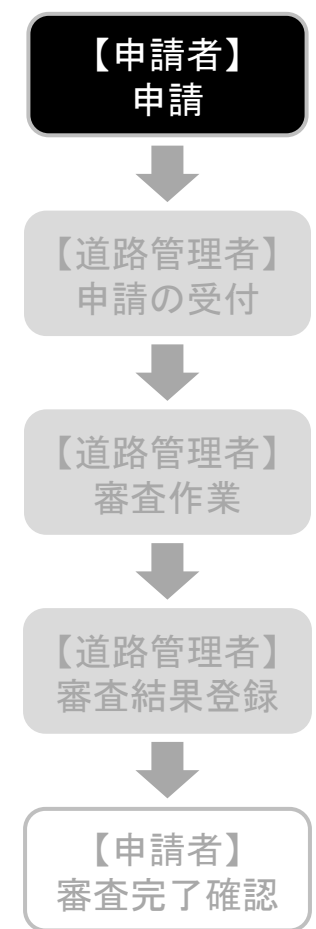
【申請者】
審査完了確認

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/' (Application data files are created in the 'Application Support System' and can be downloaded to your PC. <Application Support System> <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>). At the bottom of the interface are buttons for '次へ' (Next) and 'キャンセル' (Cancel)." data-bbox="173 250 826 954"/>

5-1. 申請する

3)読み込んだ申請データを確認する(1/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。



自治体申請システム

申請状況

申請

ユーザー情報

申請データ入力・確認
添付資料追加・削除
申請先選択

申請データの読み込み

申請データ(.tks)

申請データの確認

■受付情報

申請番号	申請日
0000000001	2019/10/01

■申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報
包括	新規	前回到達番号 前回受理番号 変更理由

■申請者情報

申請会社	会社名	株式会社 ○○○○
	代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
	郵便番号	244-0000
	住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
申請担当者	電話番号	024-111-1100
	部署名	○○○部
	担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
	電話番号	024-111-1111
代理人	FAX番号	024-111-2200
	メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp
	代理人区分	行政書士 (続柄: ○○)
	行政書士登録番号	11111111
	代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
	郵便番号	244-1111
代理人	住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F
	電話番号	024-999-1100
	FAX番号	024-999-1111
	メールアドレス	gyousei_xxxx@xxxx.com

■積載貨物

積載貨物	分類	品名	貨物寸法
		次ページ参照	幅 高さ 長さ

別な申請データに差し替えるときは、ここから再度申請データを選択・読み込みができます。
 ※「読み込み」ボタンの押し忘れ注意！

28

5-1. 申請する

3)読み込んだ申請データを確認する(2/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認

代理人

FAX番号	024-111-2200
メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp
代理人区分	行政書士 (続柄: ○○)
行政書士登録番号	111111111
代理人名	行政 太田 誠二
郵便番号	244-1111
住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F
電話番号	024-999-1100
FAX番号	024-999-1111
メールアドレス	gyousei_xxxx@xxxx.com

前ページ参照

申請データに登録されている内容が表示されます。

■積載貨物

積載貨物	分類	品名	貨物寸法
			幅 高さ 長さ
コンテナ	その他 (○○○○○)		2.50m

■車両諸元 (※1)

軸種数: 5 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

車両区分	車種区分	特殊条件	積載重量
1-3	一般セミトレーラー (その他)	新規開発車両, 超寸法, 超重量	10500kg

軸種数に応じて、それぞれの軸種に対する車両諸元の表示が可能です。

代表車両	牽引区分	台数	車両名	車両型式	車両番号
単車・トラクター	2	日野	KC-SH3VDC	横浜 104 あ 0002	
第1トレーラ	2	東急	TF20H021	横浜 207 あ 0002	
第2トレーラ	-	-	-	-	

車両諸元	総重量	最速軸距	前後軸距	前後軸重	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	軸荷重	G値	RO値
実車	2385kg	740cm	220cm	1169kg	1750cm	281cm	390cm	520cm	985kg	525kg	423cm	125cm
空車	1385kg	740cm	220cm	1169kg	1750cm	281cm	390cm	520cm	985kg	525kg	423cm	125cm

※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。
※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路情報

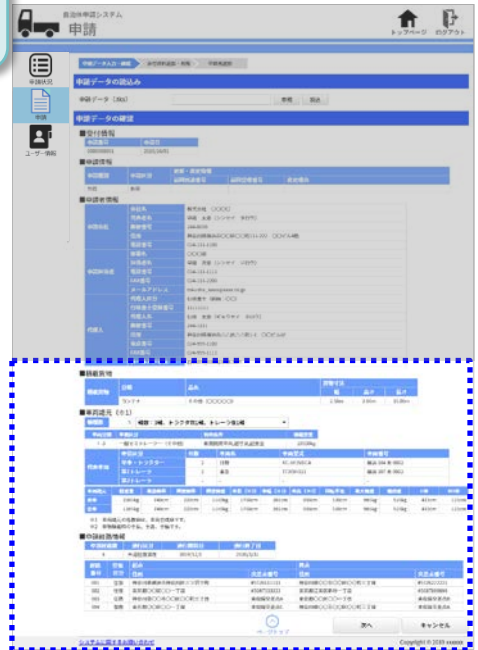
申請経路数	通行区分	通行開始日	通行終了日
4	片道往復混在	2019/12/1	2020/3/31

経路番号	往復区分	起点住所	交差点番号	終点住所	交差点番号
001	往復	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5526111111	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	#5526222222
002	往復	東京都○○区○○一丁目	#5087333333	東京都江東区新砂一丁目	#5087999999
003	往路	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未登録交差点A	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未登録交差点B
004	往路	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未登録交差点A	神奈川県○○市○○区○○町三丁目	未登録交差点A

次へ

キャンセル

①添付資料選択画面に遷移します。



5-1. 申請する

4) 提出資料を添付する(1/2)

○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

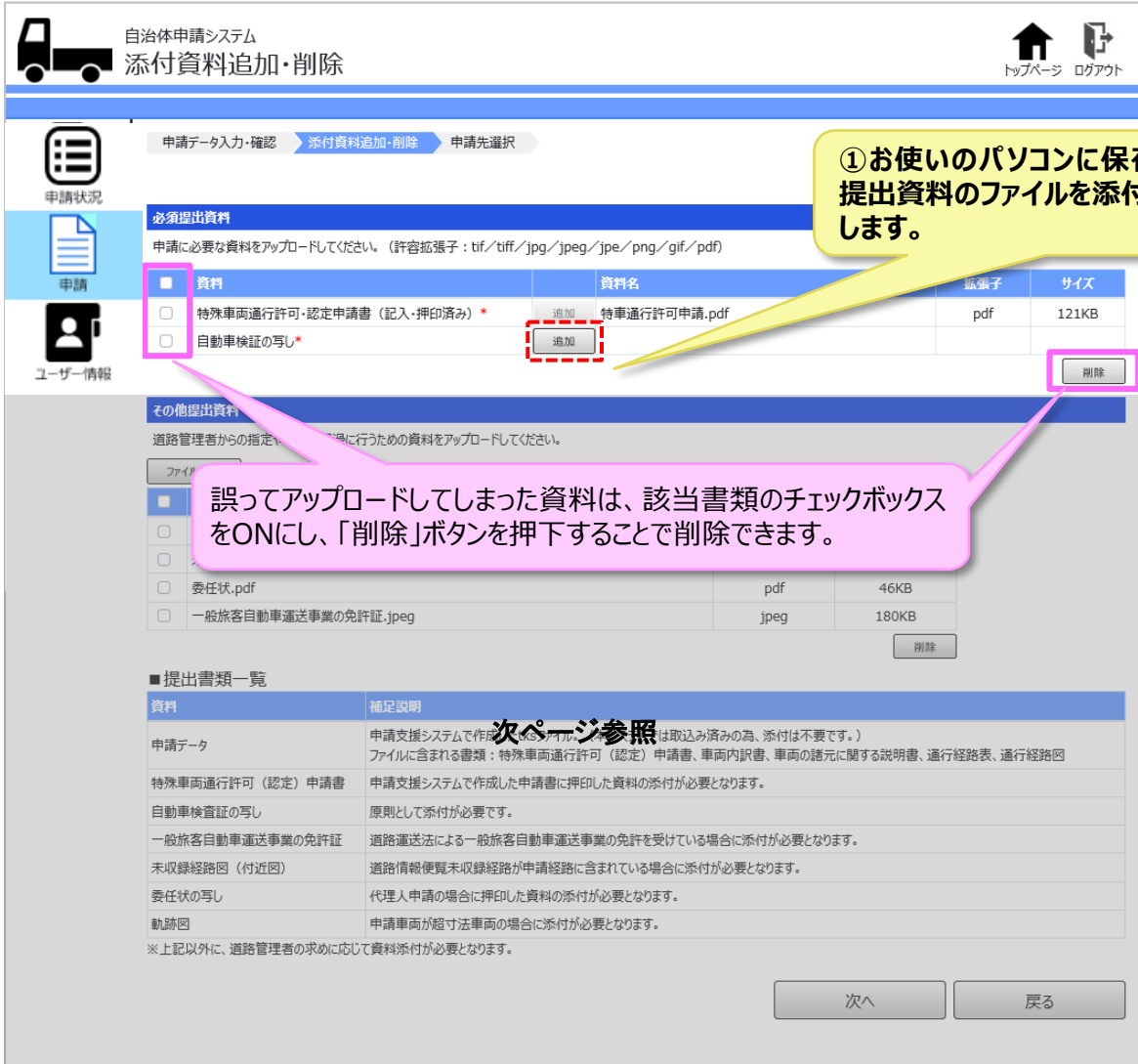
【道路管理者】
審査作業

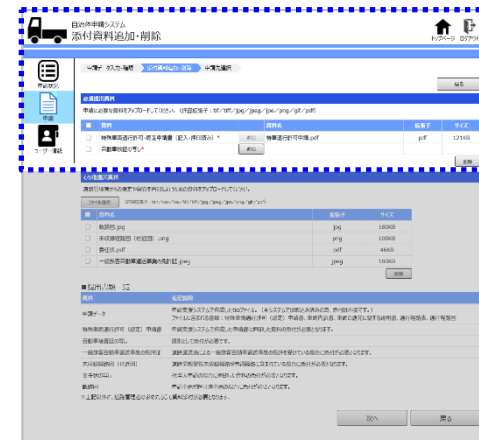
↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認





4) 提出資料を添付する(2/2)

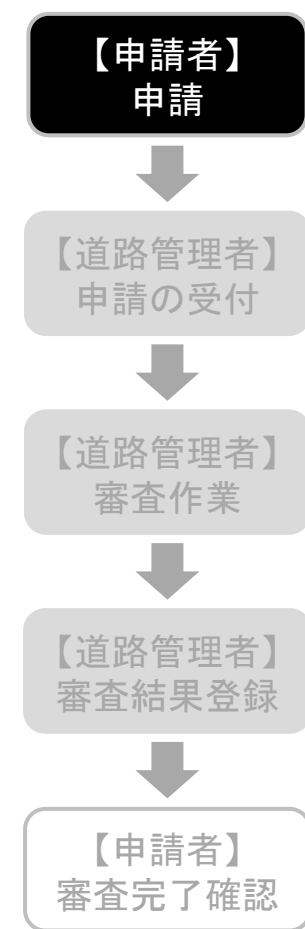
○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。



5-1. 申請する

5) 申請先を選択する(1/2)

○申請を提出する道路管理者を選択できます。



自治体申請システム

申請先選択

申請データ入力・確認
添付資料追加・削除
申請先選択

申請先道路管理者の選択

以下に表示される申請先道路管理者（※）候補は申請データをもとに表示していますが、申請経路に、申請先窓口に指定する自治体が管理する区間が含まれることを事前に確認してください。
※候補が表示されない自治体へのオンライン申請は行えません。

☒ 都道府県等が管理する区間を含む申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。
なお、選択時は諸注意に記載する優先順位に従い選択してください。

候補を追加

選択	管理者区分	道路管理者
☐	都道府県	東京都 東京都建設局 建設部 第一橋梁事務所
☐	政令指定都市	千葉市 千葉市建設局 建設部 第一橋梁事務所
☐	道路公社	神奈川道路公社
☐	道路公社	名古屋高速道路公社
☐	旧公団	首都高速道路株式会社

☒ 市区町村が管理する区間のみの申請

以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加

選択	道路管理者
☒	千葉県 柏市
☒	千葉県 勝浦市
☒	千葉県 松戸市
☒	東京都 港区
☒	神奈川県 厚木市

次ページ参照

申請先道路管理者に関する諸注意

申請先の道路管理者が、都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社、旧公団の場合はこちらを選択してください。

申請データに含まれる都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社、旧公団が表示されます。この中から申請先を選択してください。

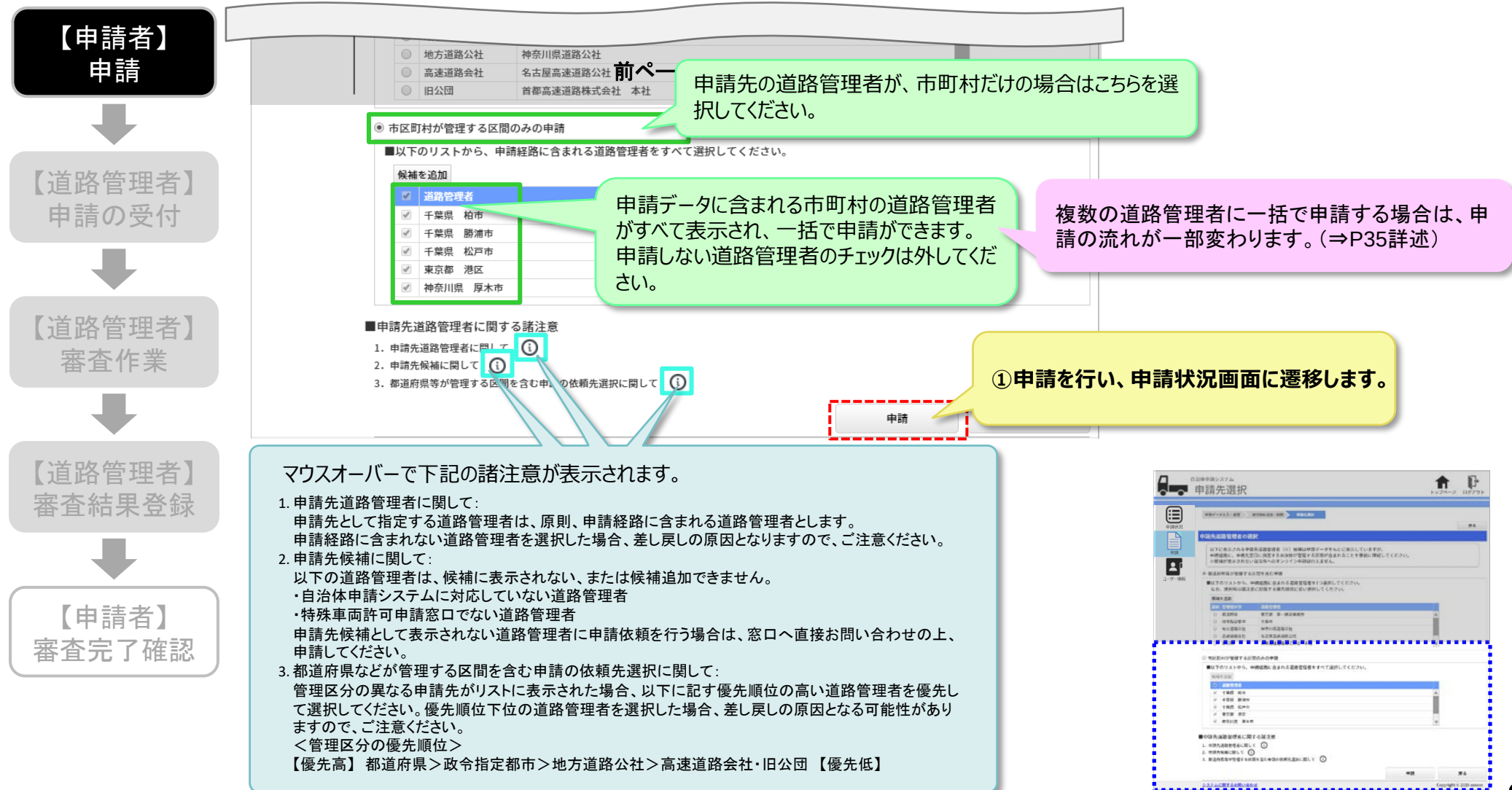
申請先の道路管理者が表示されない場合は、追加することができます。（⇒P34詳述）



5-1. 申請する

5) 申請先を選択する(2/2)

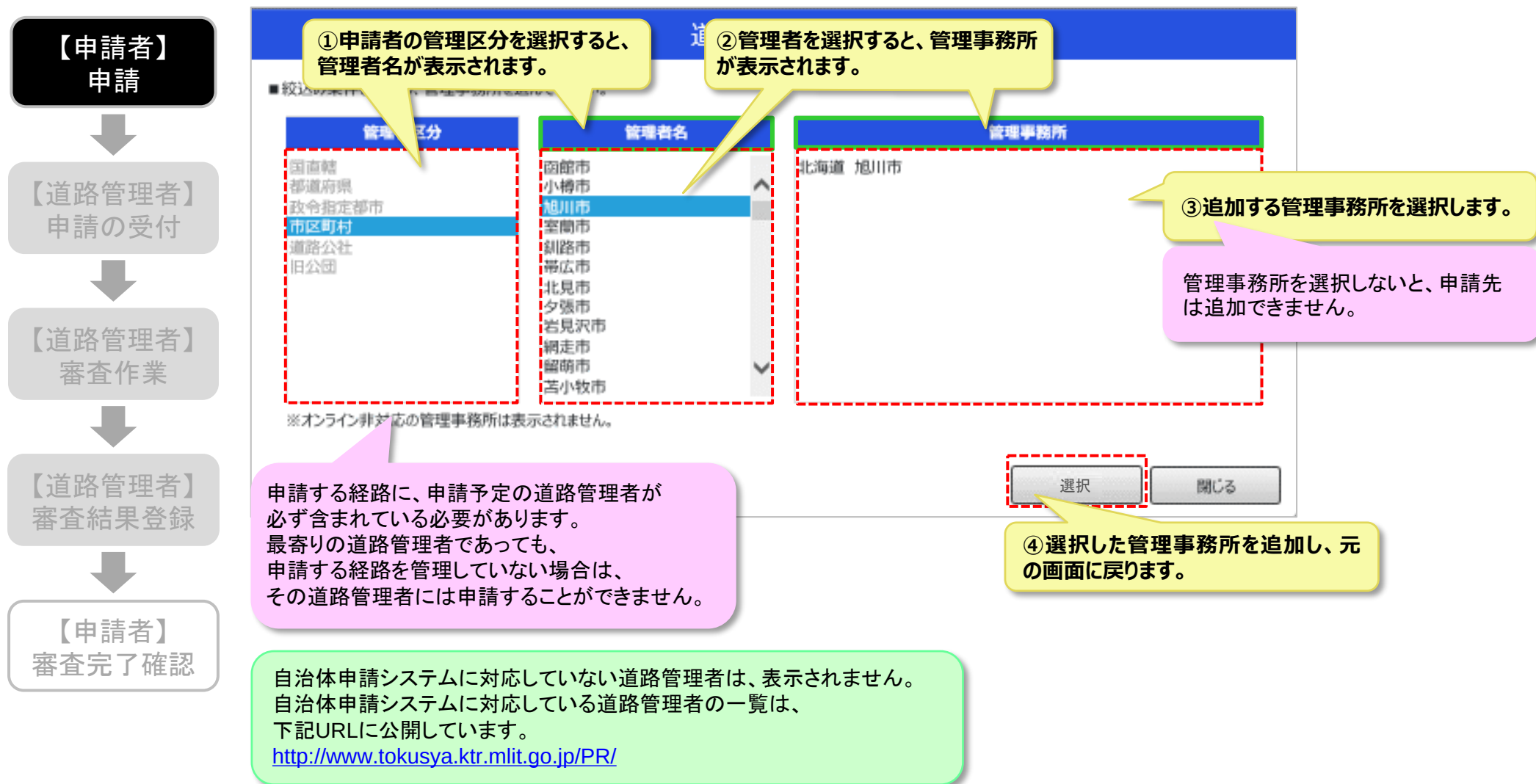
○申請を提出する道路管理者を選択できます。



5-1. 申請する

6) 申請先を追加する

○申請を提出する道路管理者を手動で追加できます。

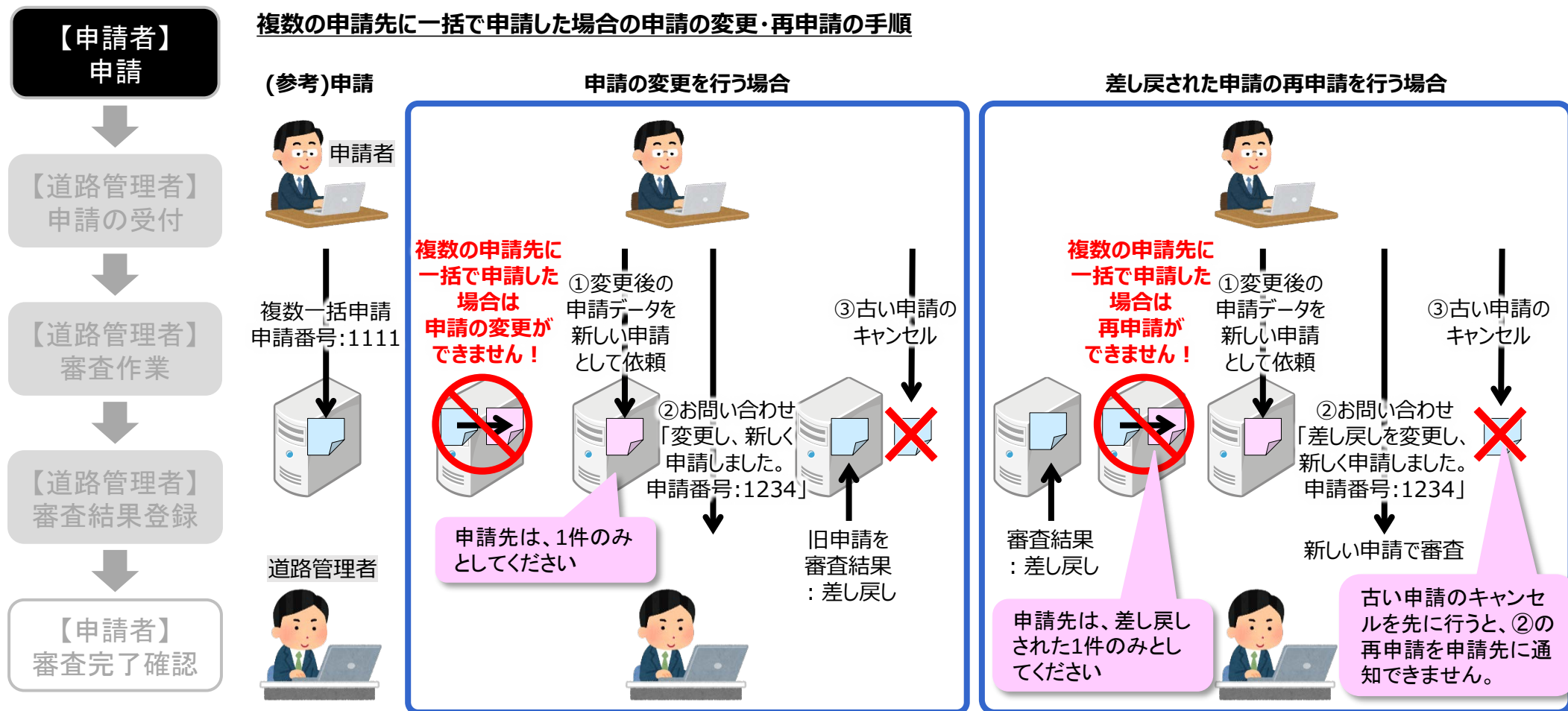


5-2. 複数の申請先に一括で申請する

1) 複数の申請先に一括で申請する場合

○複数の申請先に一括で申請した場合は、申請内容の変更・再申請（申請内容を変更し申請しなおすこと）はシステム上で行えません。「問い合わせ機能」で道路管理者に連絡し、申請をやり直してください。

複数の申請先に一括で申請した場合の申請の変更・再申請の手順

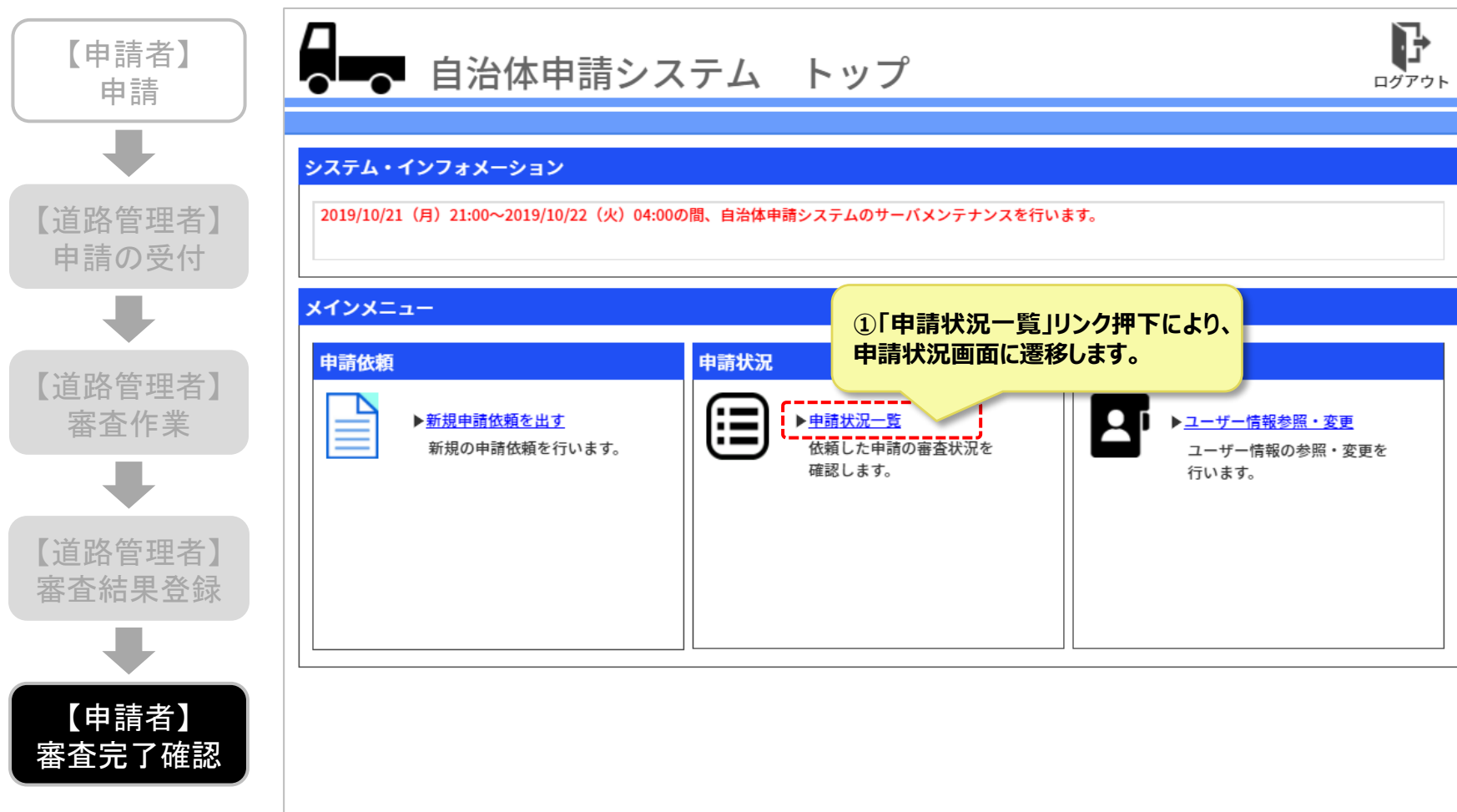


6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認

6-1. 申請状況一覧

1) システムトップ画面から審査状況画面に遷移する

○システムトップ画面から審査状況画面に遷移します。



6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

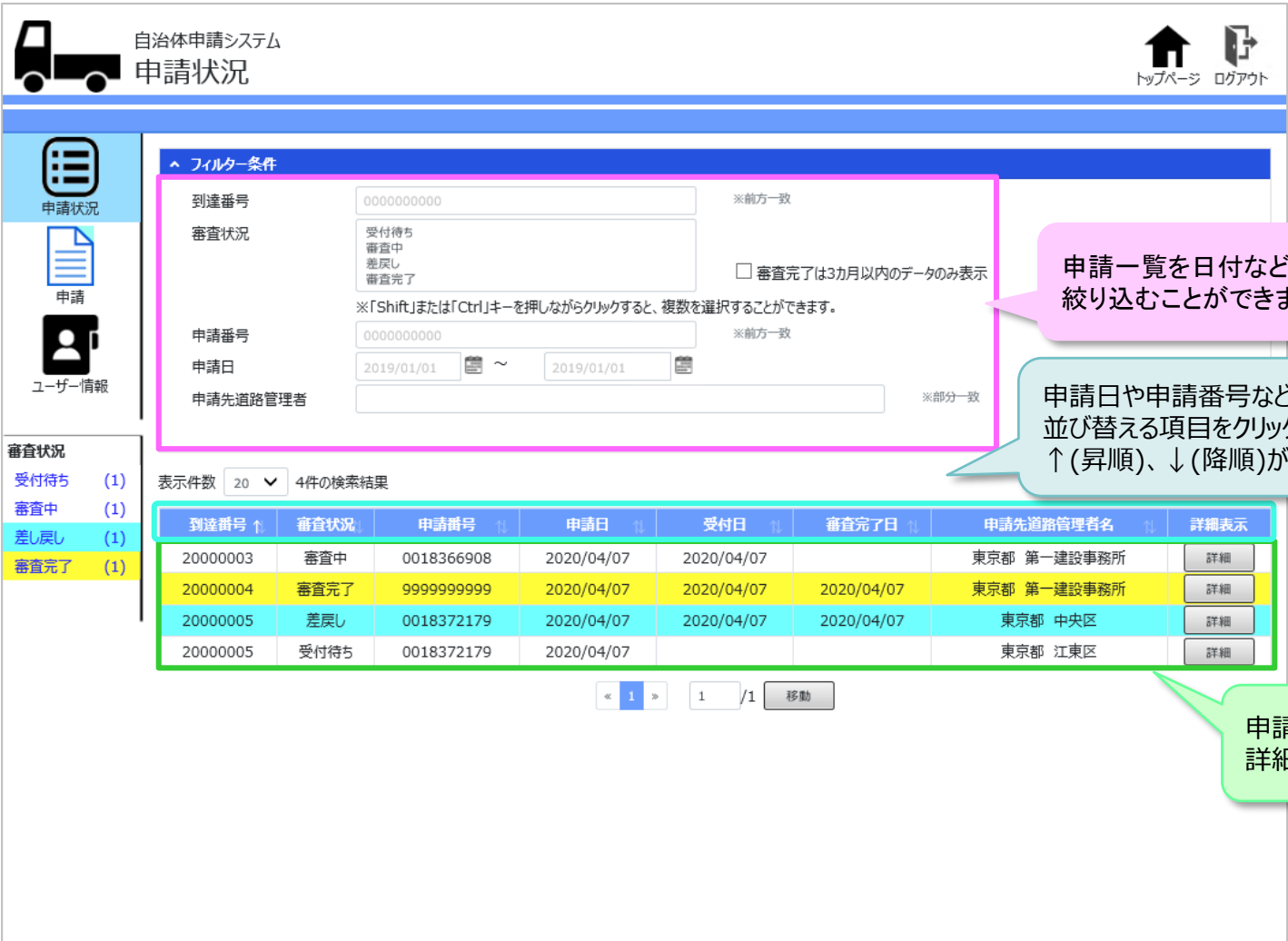
【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認



申請一覧を日付などの条件で検索し、絞り込むことができます。

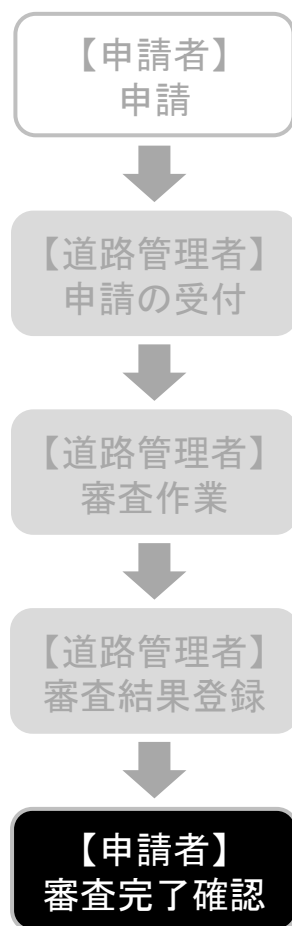
申請日や申請番号などで並び替えができます。並び替える項目をクリックすると、↑(昇順)、↓(降順)が表示されます。

申請が一覧で表示されます。詳細は次ページ

6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する(部分)

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。



到達番号 ↑	審査状況	申請番号	申請日	受付日	審査完了日	申請先道路管理者名	詳細表示
0000000001	審査完了	0000000002	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10		詳細
0000000002	審査完了	0000000001	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10		詳細
0000000003	審査中	0000000004	2019/09/09	2019/09/09	-		詳細
0000000004	審査完了	0000000003	2019/09/09	2019/09/10	2019/09/13	川崎市 建設緑政局	詳細
0000000005	差戻し	0000000005	2019/09/10	2019/09/10	-	横浜市 道路局	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	藤沢土木事務所	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	厚木土木事務所	
0000000006	差戻し	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	横須賀土木事務所	
0000000006	受付待ち	0000000006	2019/09/11		-	県西土木事務所 小田原土木センター	
0000000006	審査完了	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	2019/09/12	神奈川県道路公社	詳細

① 申請の申請状況詳細画面に
遷移します

一度の申請で、複数の申請先に依頼した
場合は、申請先ごとに表示が分かります。

審査状況	
受付待ち	2
審査中	8
差戻し	1
審査完了	14

審査状況(ステータス)に
合わせて該当する申請情
報の絞り込みが行えます。

申請は審査状況に併せて彩色されます。

- 受付待ち
道路管理者が受付処理を行っていない
審査前の申請
- 審査中
審査中の申請(受付処理後)
- 差戻し
申請内容に不備があるなど
差戻している申請
- 審査完了
審査が完了した申請

6-2. 申請内容の確認

3) 申請状況詳細を確認する(1/2)

○依頼中の申請内容を確認できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

申請状況で、操作できるメニューが異なります。(⇒P42詳述)

6-2. 申請内容の確認

3) 申請状況詳細を確認する(2/2)

○依頼中の申請経路を地図上で確認できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認

前ページ参照

車両諸元	総重量	最速軸距	前後軸距	前軸荷重	前軸高	後軸荷重	後軸高	回転半径	最大軸重	輪荷重	G値	RO値
実車	2385kg	740cm	220cm	1169kg	1750cm	1169kg	1750cm	390cm	520cm	985kg	423cm	125cm
空車	1385kg	740cm	220cm	1169kg	1750cm	1169kg	1750cm	390cm	520cm	985kg	423cm	125cm

※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。
※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	交差点番号	住所	始点	終点
001	往復	#5526			三丁目
002	往復	#5087			
003	片道	未収録			
004	片道	未収録			

申請に登録されている経路すべてが表示されます。

戻る

①経路番号を押下すると、申請経路地図が表示されます。

申請経路地図表示

経路番号 003

表示中のスパンの位置を地図上で確認できます。

凡例

- S 出発地点
- G 目的地点
- 申請経路
- 選択した区間
- 交差点

スパン(リンク)情報

シリアル番号	00006
起点交差点番号	#5639600456
終点交差点番号	#5639600600
道路名	一般国道 116号線

スパン情報が表示されます。

前後のスパンの情報に切り替わられます。

◀ ◀◀ 00006 ▶▶ ▶

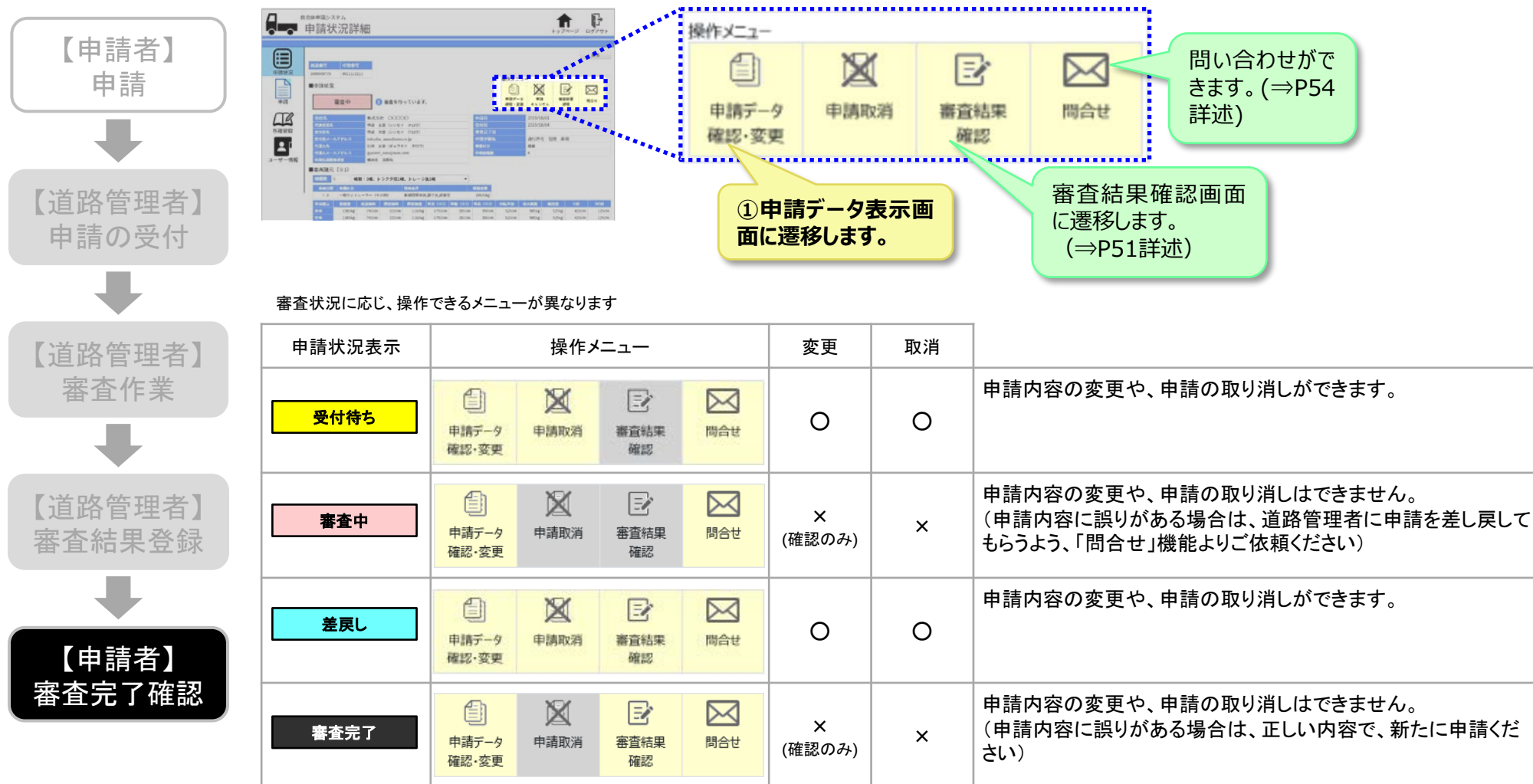
印刷 閉じる

41

6-2. 申請内容の確認

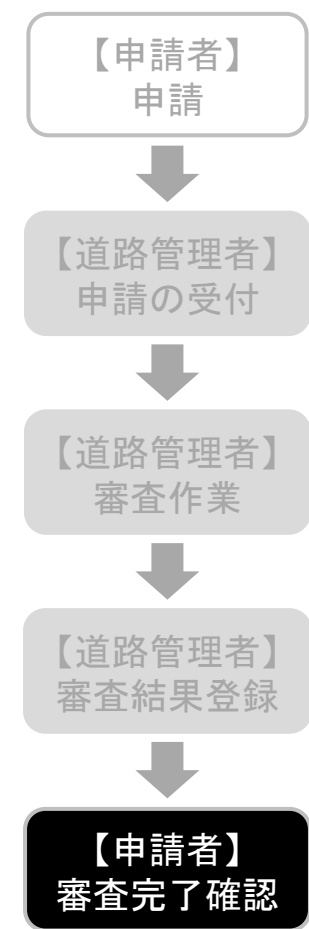
4) 操作メニューについて

○申請状況に応じ、操作メニューより申請内容の変更や取消ができます。



5) 申請データの内容を確認する(1/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。




自治体申請システム
申請データ表示


トップページ


ログアウト


申請状況


申請


ユーザー情報

申請データの更新
(⇒P42・P46)

申請データ変更

■申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報		
		前回到達番号	前回受理番号	変更理由
包括	新規			

■申請者情報

申請会社	会社名	株式会社 ○○○○		
	代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)		
	郵便番号	244-0000		
	住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階		
申請担当者	電話番号	024-111-1100		
	部署名	○○○部		
	担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)		
	電話番号	024-111-1111		
代理人	FAX番号	024-111-2200		
	Eメールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp		
	代理人区分	行政書士 (続柄: ○○)		
	行政書士登録番号	11111111		
	代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)		
	郵便番号	244-1111		
	住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F		
	電話番号	024-111-1100		
	FAX番号	024-111-2200		
	Eメールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp		

車両諸元等審査に必要な
情報が表示されます。

■積載貨物

積載貨物	分類	品名	貨物寸法		
			幅	高さ	長さ
コンテナ		その他 (○○○○○)	2.50m	2.80m	10.00m

■車両諸元 (※1)

軸数	軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸			
車両分類	車種区分	特殊車種	積載重量	
1-3	一般セミトレーラ (その他)	新車	10500kg	
	牽引区分	台数	車両名	車両型式
	単車・トラクター	2	日野	編入104あ0002

次ページ参照

[illegible]

6-2. 申請内容の確認

5) 申請データの内容を確認する(2/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

車両諸元等審査に必要な情報が表示されます。

それぞれの添付資料は、リンクから閲覧ができます。

①チェックボックスをONにし、ダウンロードボタンを押下することで、申請に添付された資料をまとめてダウンロードできます。

下記のチェックボックスをONにすることで、資料の一括選択ができます

6-3. 申請の取り消し

1) 申請を取り消す

○審査が始まる前の申請や差し戻された申請は、取り消すことができます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

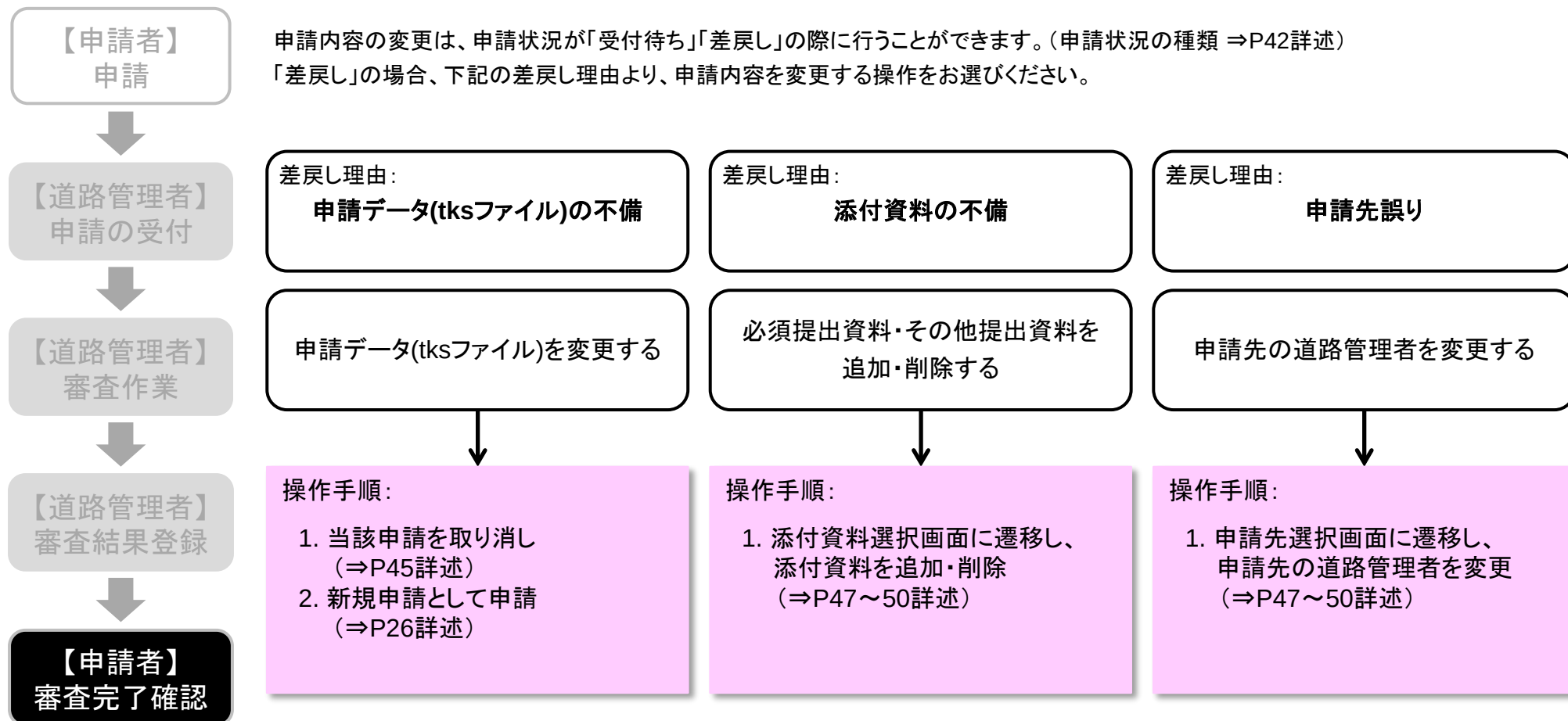
【申請者】審査完了確認

45

6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする

1) 申請内容の変更操作について

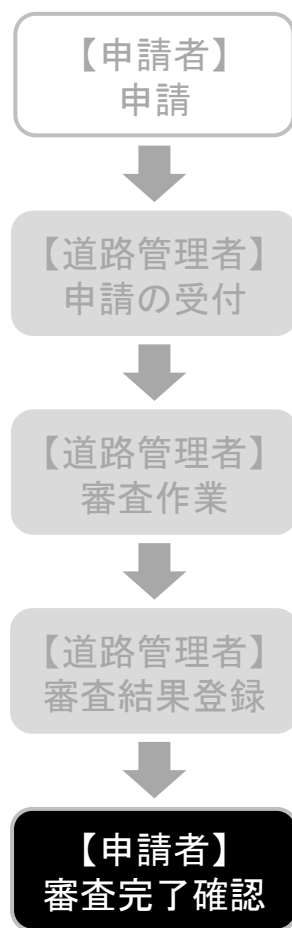
○申請内容の変更は、変更する内容により、申請の変更となる場合と新規申請となる場合があります。



6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(1/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。



自治体申請システム

申請状況詳細

トップページ ログアウト

戻る

申請状況

申請

各種登録

到達番号	申請番号
1900000779	0011111111

■申請状況

審査中 ! 審査を行っています。

会社名	申請日
株式会社 ○○○○	2019/10/01

代表者氏名	受付日
申請 太郎 (シンセイ タロウ)	2019/10/04

担当者名	審査完了日
申請 次郎 (シンセイ ジロウ)	

tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

通行許可 包括 新規

操作メニュー

申請データ 確認・変更

キャンセル

申請状況が「受付待ち」「差し戻し」の時のみ申請データの変更ができます。

① 申請データ表示画面に
遷移します。

自治体申請システム

申請データ表示

トップページ ログアウト

戻る

申請データ変更 申請データ印刷

申請状況

申請

■申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報
包括	新規	前回到達番号 前回受理番号 変更理由

■申請者情報

会社名	代表者氏名	郵便番号
株式会社 ○○○○	申請 太郎 (シンセイ タロウ)	244-0000

② 申請画面に遷移します。

6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(2/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。



自治体申請システム 申請

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

申請データの読み込み

申請データ (tks) 参照 読み込み

③お使いのパソコンに保存されている前回と同じ申請データ (tks ファイル) を選択します。(⇒P27詳述)

④選択した申請データファイルを読み込みます。

※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。
※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路情報

申請経路数	通行区分	通行開始日	通行終了日
4	片道往復混在	2019/12/1	2020/3/31

経路番号	往復区分	起点住所	交差点番号	終点住所	交差点番号
001	往復	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5526111111	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	#5526222222
002	往復	東京都〇〇区〇〇一丁目	#5087333333	東京都江東区新砂一丁目	
003	往路	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	未収録交差点A	東京都〇〇区〇〇一丁目	
004	復路	東京都〇〇区〇〇一丁目	未収録交差点C	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	

⑤添付資料選択画面に遷移します。

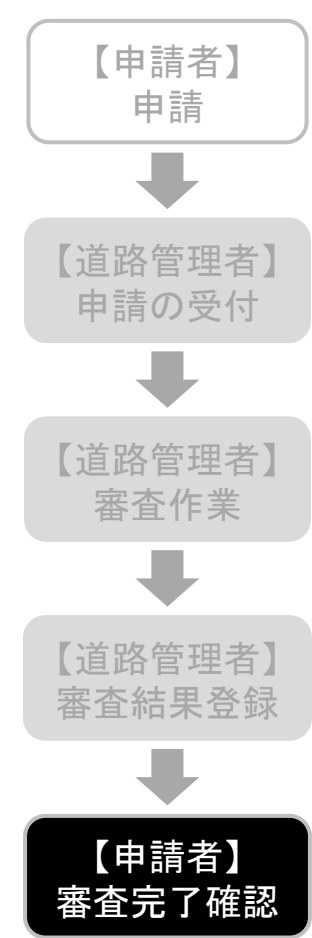
次へ キャンセル

申請データ(tksデータ)が変更となる場合は、審査内容の変更ではなく、新規申請を行ってください。(⇒P46詳述)

6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(3/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。




自治体申請システム
添付資料追加・削除

 トップページ
 ログアウト

申請状況
申請
ユーザー情報

申請データ入力・確認
添付資料追加・削除
申請先選択
戻る

必須提出資料

申請に必要な資料をアップロードしてください。(許容拡張子: tif/tiff/jpg/jpeg/jpe/png/gif/pdf)

資料	資料名	拡張子	サイズ
☐ 特殊車両通行許可・認定申請書(記入・押印済み)*	特車通行許可申請.pdf	pdf	121KB
☐ 自動車検査証の写し*			

その他提出資料

道路管理者からの指定や審査を円滑に行うための資料を

ファイル選択 (許容拡張子: bin/csv/tks/tif/tiff/)

資料名	拡張子	サイズ
☐ 軌跡図.jpg	jpg	180KB
☐ 未収録経路図(付近図).png	png	108KB
☐ 委任状.pdf	pdf	46KB
☐ 一般旅客自動車運送事業の免許証.jpeg	jpeg	180KB

提出書類一覧

資料	補足説明
申請データ	申請支援システムで作成したtksファイル。(本システムでは取込み済みの為、添付は不要です。) ファイルに含まれる書類: 特殊車両通行許可(認定)申請書、車両内訳書、車両の諸元に関する説明書、通行経路表、通行経路図
特殊車両通行許可(認定)申請書	申請支援システムで作成した申請書に押印した資料の添付が必要となります。
自動車検査証の写し	原則として添付が必要です。
一般旅客自動車運送事業の免許証	道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
未収録経路図(付近図)	道路情報便覧未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
委任状の写し	代理人申請の場合に押印した資料の添付が必要となります。
軌跡図	申請車両が超寸法車両の場合に添付が必要となります。

※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

⑥適宜、資料の追加を行ってください。

不要な資料は、チェックボックスにチェックを入れ、削除ボタンを押すことで削除できます。

⑦提出資料の更新が終わりましたら、申請先選択画面に遷移します。

6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする

3)再申請する

- 申請先道路管理者を変更できます。
- 差し戻された申請を再申請できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

1) 申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認

自治体申請システム

申請状況詳細

申請状況

申請

ユーザー情報

到達番号

申請番号

1900000779

0011111111

■申請状況

審査完了

審査完了：審査を完了いたします。

会社名

代表者氏名

担当者名

担当者メールアドレス

代理人名

代理人メールアドレス

申請先道路管理者

株式会社 ○○○○

申請 太郎（シンセイ タロウ）

申請 次郎（シンセイ ジロウ）

tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

行政 太郎（ギョウセイ タロウ）

gyousei_xxxx@xxxx.com

横浜市 道路局

申請日

受付日

審査完了日

申請手続名

業務区分

申請経路数

2019/10/01

2019/10/04

通行許可 包括

路線

4

操作メニュー

申請データ確認・変更

申請キャンセル

審査結果確認

問合せ

■車両諸元（※1）

軸種数

軸数：3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

5

車両分類

車種区分

特殊条件

積載重量

■申請経路

経路番号（地図表示）

往復区分

交差点番号

住所

交差点番号

住所

001

往復

#5526111111

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町

#5527222222

神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目

002

往復

#5087333333

東京都〇〇区〇〇一丁目

#5087999999

東京都江東区新砂一丁目

003

片道

未収録交差点A

神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目

未収録交差点B

東京都〇〇区〇〇一丁目

004

片道

未収録交差点C

東京都〇〇区〇〇一丁目

未収録交差点A

神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目

①審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差し戻し」の場合のみ遷移できます。

6-5. 審査内容の確認

2) 審査結果を確認する

○審査結果および許可証の受領方法を確認できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認



自治体申請システム

審査結果確認

審査が完了すると、申請者のメールアドレスにメールで通知します。

申請状況

申請

ユーザー情報

申請データ

申請情報	到達番号	0000000786	申請者情報	住所	〒244-0000 神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
	申請番号	0011111111		会社名	株式会社 ○○○○
	受理番号	○○○○ 第 00000008 号		代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
	申請日	2019/10/01		担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
	通行開始年月日	2019/12/01		代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
通行終了年月日	2020/03/31				
申請手続名	通行許可 包括 新規				

■ 審査結果の確認

❗ 手数料の納付方法は各道路管理者のHP等で確認してください。

審査結果	許可
審査不要・差戻し理由	
その他・連絡事項	通行条件などの詳細については、添付資料を確認してください。
資料交付方法	窓口交付

申請窓口にて、許可証等の資料を交付いたします。お手数ですが、申請窓口までお越しください。

審査結果が表示されます。
 審査結果「差し戻し」の場合は、再申請が必要となります。(⇒P46詳述)

[戻る](#)

7. 便利に使う

1) 問い合わせ画面へ遷移する

○申請状況詳細表示画面から、問い合わせ画面へ遷移します。



自治体申請システム

申請状況詳細



トップページ



ログアウト



申請状況



申請



ユーザー情報

到達番号	申請番号
1900000779	0011111111

■申請状況

審査中

！ 審査を行っています。

会社名	株式会社 ○○○○	申請日	2019/10/01
代表者氏名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)	受付日	2019/10/04
担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)	審査完了日	
担当者メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp	申請手続名	通行許可 包括 新規
代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)	業務区分	路線
	evousei_xxxx@xxxx.com		

操作メニュー



申請データ
確認・変更



申請
キャンセル



審査結果
確認



問い合わせ

※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5526111111	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5527222222	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目
002	往復	#5087333333	東京都〇〇区〇〇一丁目	#5087999999	東京都江東区新砂一丁目
003	片道	未収録交差点A	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	未収録交差点B	東京都〇〇区〇〇一丁目
004	片道	未収録交差点C	東京都〇〇区〇〇一丁目	未収録交差点A	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目

戻る

① 問い合わせ画面に
遷移します。

54

2) 問い合わせ内容を入力する

○申請者への確認事項などを通知することができます。

自治体申請システム

各種問合せ・連絡

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

メール送信先

メール件名

メール本文

神奈川県 横浜市

メール件名を入力 (最大50文字)

メール本文を入力 (最大1000文字)

※メール件名には「システム名称」「申請番号」、メール本文には「申請年月日」「申請者の会社名」「申請番号」「到達番号」「送信元管理事務所名」が自動挿入されます。

メール送信

戻る

問い合わせ先の道路管理者を確認してください。

※問い合わせメールの送信先注意！

問い合わせ内容は、道路管理者と申請者自身にメールが届きます。

① 問い合わせメール内容確認ダイアログを開き、メールを送信します。

8. ユーザー情報の参照・変更

8-1. ユーザー情報の確認

1) ユーザー情報画面へ遷移する

○システムトップ画面からユーザー情報画面へ遷移します。

自治体申請システム トップ

ログアウト

システム・インフォメーション

2019/10/21 (月) 21:00~2019/10/22 (火) 04:00の間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行います。

メインメニュー

申請依頼

▶ [新規申請依頼を出す](#)
新規の申請依頼を行います。

申請状況

▶ [申請状況一覧](#)
依頼した申請の審査状況を確認します。

ユーザー情報

▶ [ユーザー情報参照・変更](#)
ユーザー情報の参照・変更を行います。

①「ユーザー情報参照・変更」リンク押下により、ユーザ情報画面に遷移します。

8-1. ユーザー情報の確認

2) ユーザー情報を確認する

○企業として登録されている情報・ユーザーとして登録されている情報が確認できます。


自治体申請システム

 トップページ
 ログアウト

 申請状況
 申請
 ユーザー情報

ユーザー情報

申請会社情報

会社名	株式会社 ○○○○
代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
郵便番号	244-0000
住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
電話番号	024-111-1100

申請元となる企業に紐づく情報が表示されます。

申請担当者情報

ユーザーID	000000000000010
担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
部署名	○○○部
電話番号	024-111-1111
FAX番号	024-111-2200
メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報

ユーザーID	000000000000010
代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
代理人区分	行政書士 (続柄: ○○)
行政書士登録番号	11111111
郵便番号	244-1111
住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F
電話番号	024-999-1100
FAX番号	024-999-1111
メールアドレス	gyousei_xxxx@xxxx.com

ログイン中のアカウントが「申請者区分：代理人」の場合のみ表示されます。

①ユーザー情報設定・変更画面に遷移します

パスワード変更はこちらから行います

パスワード変更
情報変更

8-2. ユーザー情報の変更

1) ユーザー情報の変更(1/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。


自治体申請システム
ユーザー情報設定・変更







申請状況


申請


ユーザー情報

「*」付きの項目は必須入力です。

申請会社情報

法人区分*	(法人区分を選択)
会社名*	〇〇〇〇
代表者名(漢字)*	申請 太郎
代表者名(カナ)*	シンセイ タロウ
郵便番号*	244 - 0000 住所自動設定
住所(都道府県)*	(都道府県を選択)
(市区町村)*	横浜市〇〇区
(丁目番地)*	〇〇町111-222
(ビル名)	〇〇ビル4階
電話番号*	024 - 111 - 1100

申請担当者情報入力

部署*	〇〇〇部
担当者名(漢字)*	申請 次郎
担当者名(カナ)*	シンセイ ジロウ
電話番号*	024 - 111 - 1111
FAX番号	024 - 111 - 2200
メールアドレス*	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1)	行政書士 熟読を入力
行政書士登録番号(※2)	111111111
代理人名(漢字)*	行政 太郎

申請元となる企業情報が変更
できます。

次ページ参照


自治体申請システム
ユーザー情報設定・変更







申請状況


申請


ユーザー情報

「*」付きの項目は必須入力です。

申請会社情報

法人区分*	(法人区分を選択)
会社名*	〇〇〇〇
代表者名(漢字)*	申請 太郎
代表者名(カナ)*	シンセイ タロウ
郵便番号*	244 - 0000 住所自動設定
住所(都道府県)*	(都道府県を選択)
(市区町村)*	横浜市〇〇区
(丁目番地)*	〇〇町111-222
(ビル名)	〇〇ビル4階
電話番号*	024 - 111 - 1100

申請担当者情報入力

部署*	〇〇〇部
担当者名(漢字)*	申請 次郎
担当者名(カナ)*	シンセイ ジロウ
電話番号*	024 - 111 - 1111
FAX番号	024 - 111 - 2200
メールアドレス*	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1)	行政書士 熟読を入力
行政書士登録番号(※2)	111111111
代理人名(漢字)*	行政 太郎

8-2. ユーザー情報の変更

2) ユーザー情報の変更(2/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

担当者名(カナ) *

シンセイ ジロウ

電話番号 *

024 - 111 - 2200

FAX番号

024 - 111 - 2200

メールアドレス *

tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

前ページ参照

申請代理人情報入力

代理人区分 * (※1)

行政書士

続柄を入力

行政書士登録番号 (※2)

11111111

代理人名(漢字) *

行政 太郎

代理人名(カナ) *

ギョウセイ タロウ

郵便番号 *

244 - 1111

住所自動設定

住所 (都道府県) *

神奈川県

(市区町村) *

横浜市△△区

(丁目番地) *

△△町1-1

(ビル名)

〇〇ビル6F

電話番号 *

024 - 999 - 1100

FAX番号

024 - 999 - 1111

メールアドレス *

gyousei_xxxx@xxxx.com

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必要となります。

※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必要となります。

変更

戻る

ページトップ

ログイン中のアカウントが「申請者区分：代理人」の場合のみ表示されます。

①入力された内容を保存し、ユーザー情報画面に遷移します。

ユーザー情報変更

個人基本情報

氏名

姓 太郎

名 シンセイ

生年月日

0000/00/00

住所

〒0000000-0000 東京都0000区0000 0000-0000

電話番号

03-0000-0000

FAX番号

03-0000-0000

メールアドレス

example@example.com

申請代理人情報入力

代理人区分 * (※1)

行政書士

続柄を入力

行政書士登録番号 (※2)

00000000

代理人名(漢字) *

行政 太郎

代理人名(カナ) *

ギョウセイ タロウ

郵便番号 *

244 - 1111

住所自動設定

住所 (都道府県) *

神奈川県

(市区町村) *

横浜市△△区

(丁目番地) *

△△町1-1

(ビル名)

〇〇ビル6F

電話番号 *

024 - 999 - 1100

FAX番号

024 - 999 - 1111

メールアドレス *

gyousei_xxxx@xxxx.com

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必要となります。

※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必要となります。

変更

戻る

9. システムから送信するメール

9-1. システムから送信するメールの種類

・本システムからの各種通知は、以下のメールアドレスより、ご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail: ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp

申請受付

道路管理者により受付処理が行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請受付通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者により受付処理が行われました。

本メールは道路管理者の受付処理が行われた時点で送信される自動配信メールです。
道路管理者による審査後に許可書等が発行されます。

申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948

差戻し

道路管理者により申請の差戻しが行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請差戻し通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者により差戻しが行われました。

差戻しされた申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】

審査完了

道路管理者による審査が完了したタイミング

✉【自治体申請システム】審査完了通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者による審査が完了しました。

審査結果等については
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所
審査結果 : 許可
資料交付方法 : 窓口交付

問合せ

審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング

✉【自治体申請システム】xxxxx(任意入力)

<道路管理者からの問い合わせ内容>

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできません。

ユーザ登録完了

ユーザ新規登録画面からユーザ登録したタイミング

✉【自治体申請システム】ユーザ登録完了

(申請者名)様

自治体申請システムへのユーザ登録が完了しました。
下記URLからシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>

ユーザID : xxxxxxxxxx
初期パスワード : *****

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできません。

パスワード再発行完了

パスワード再発行画面からパスワード再発行を行ったタイミング

✉【自治体申請システム】パスワード再発行完了

(申請者名)様

パスワード再発行が完了しました。
下記パスワードでシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>

ユーザID : xxxxxxxxxx
再発行パスワード : *****

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできません。

10. 用語集

【あ行】

用語		解説
あ	アウトリガー	クレーン付きトラックやラフテレーンクレーンなどの作業時に車体を安定させるため、横に張り出した脚のようなものをいいます。
い	一般セミ	一般のセミトレーラ連結車の略称です。海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両を指します。
	一般的制限値	道路法(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)において定められている車両諸元の制限値(最高限度)に基づく制限です。この制限値を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行許可が必要となります。
え	A条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち「徐行等の特別の条件を付さない」ものをいいます。
	A活荷重 B活荷重	車両など交通物の活荷重のことをいいます。A活荷重とB活荷重の区分が存在し、高速道路や国道のような道路の橋はB活荷重を適用し、それ以外の橋は大型自動車の交通状況に応じてA活荷重かB活荷重を適用します。
お	重さ指定道路	総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。 重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html
	オンライン申請	国土交通省から提供されているシステムを使った申請方法で、インターネットを利用して、特殊車両通行許可申請の「申請」、「受付」、「許可」をおこなうものです。
	オープントップバン	バンのうち、屋根のないものをいいます。車両制限令上もバン型の車両として取り扱われます。

【か行】

用語		解説
か	海コン	「海上コンテナ用セミトレーラ連結車」の略称です。1974年に長さ20フィート高さ8フィート6インチ海上コンテナが正式に規格化されました。海上コンテナ(輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの)を運搬するセミトレーラ連結車をいいます。国際物流において重要な役割を担っているため、ほとんどが国際標準化機構(ISO) コンテナ委員会が定めた規格にしたがったものです。
	舵取り装置	ステアリング機構の意味で用いられる用語です。車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル(ステアリングホイール)を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	カプラ/カプラオフセット	トラクタ(けん引車)がセミトレーラを連結する連結装置を「カプラ」といいます。なお、後輪軸上からどの位置にカプラがあるのかを示したものを「カプラオフセット」といいます。
	簡易算定図	「特殊車両通行許可限度算定要領」の別紙[附]「許可限度要領の簡易算定方法」に基づき概略の検討を行う場合に用いるグラフです。最遠軸距dと軸重配分比 α を用いて読み取ります。
き	軌跡図	許可車両の長さの算定の際、交差点などの折進時の通行可否を判断する図をいいます。車両の幅又は長さが特殊車両通行許可限度算定要領により、算定できる範囲を超える場合(超寸法車両)等に作成し、申請の際添付します。
	基本図	橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた及び床版)のそれぞれについて車両の分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、TL-20設計活荷重と等価となる車両の総重量又は軸重を通行条件の区分ごとに図示したものをいいます。算定要領で示され、部材の許可限度重量を求めるための基本となります。

【か行】

用語	解説
き 基本補正係数	「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づき許可車両の重量を算定する場合に用いる補正係数(K)を求めるための基本となる係数K1～K5をいいます。 K1: 設計示方書及び橋格の相違による設計活荷重に関する補正および支間等 K2: 設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数 K3: 路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数 K4: 部材の腐食、損傷等の程度及び断面の過不足等による補正を行うための係数 K5: 交通状況及び将来の供用期待年数等による補正を行うための係数
協議	道路法第47条の2第2項に基づき、道路管理者を異にする二以上の道路に係る申請に対して一の道路管理者が許可しようとするときは、他の道路管理者と協議することとなります。
許可書	申請のとおり許可されたことを証明する公文書のことをいいます。
許可条件	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、特殊車両の通行許可に際して道路管理者が付す通行条件を指します。
狭小幅員	道路情報便覧に収録されている道路幅に関する対象箇所です。スパン内(交差点から次の交差点間)内での最小幅員を対象としています。
曲線部障害	道路情報便覧に収録されているカーブの対象箇所、車道幅員と曲線半径との関係において、スパン内(交差点から次の交差点間)内で最も厳しい箇所を対象としています。
キングピン	セミトレーラがけん引車と連結される部分の連結装置のことです。道路運送車両の保安基準第2条において、セミトレーラにあっては、キングピンの中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離を車両の長さとする旨が定められています。
K値	基本補正係数のことをいいます。

【か行】

用語		解説
こ	合成車両	包括申請の場合、トラクタ・トレーラごとの車両諸元を、通行条件が最も厳しくなるよう合成したものをいいます。
	構造令	道路構造令の略称です。道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
	個別的制限	道路法第47条第4項に基づき、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量の制限（車両制限令第5条～第11条参照）を行う場合をいいます。
	コンテナ用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。コンテナを運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現にコンテナを運搬しているものをいいます。

【さ行】

	用語	解説
さ	最遠軸距	車両制限令においては、連結車の場合、連結した状態における最前軸と最後軸の軸間距離をいいます。
	最小回転半径	車両の回転性能の指標の1つで、車両を最も急激に旋回させた際のわだちの半径をいいます。
	最小隣接軸距	隣り合う軸間距離のうち、最小値のものをいいます。
	算定要領	特殊車両通行許可限度算定要領の略称です。申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準です。
し	軸距	車軸の軸間距離（車軸中心の水平距離）の略称です。
	軸種	車両における車軸位置と軸数の組み合わせの種類のことをいいます。
	軸種数	申請車両の軸種の数のことをいいます。
	軸重	1本の車軸にかかる重さのことをいいます。車両制限令上、最高限度は10tとされています。
	軸重配分比(α)	申請された車両総重量を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重で除した数値をいいます。
	自治体申請システム	国土交通省から提供されているシステムを使った申請受付方法で、インターネットを利用して、地方自治体に対して特殊車両通行許可申請の「受付」をおこなうものです。
	指定道路	道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された大型車誘導区間の道路。高速道路・直轄国道・地方管理道路などが大型車誘導区間となります。

【さ行】

用語		解説
し	自動車の運搬用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総直量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。自動車を運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現に自動車を運搬しているものをいいます。
	車軸	車輪と車輪の間にかかる軸のことをいいます。
	車両制限令	道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令です。
	車両分類	特殊車両通行許可限度算定要領「車両寸法による分類」参照。車両の幅と長さによって分類されます。
	車限令	車両制限令の略称です。
	車両占有幅	車両が通行するのに必要な車道幅員のことで、申請車両の幅、長さの算定に際して用いられます。
	重セミトレーラ	重量物運搬用で道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準の緩和を受けているセミトレーラをいいます。発電機や建設機械などの重量のある積載物等を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラなどを除く。）
	準用	審査する際に過去の実績を用いて、同じ審査結果を適用することをいいます。
	上空障害	道路情報便覧に収録されている高さに関しての対象箇所。トンネル（ボックスカルバート等を含む）、下路式橋梁（トラス橋等）、道路橋、鉄道橋、及び横断歩道橋等の構造物の建築限界が道路横断方向に車道端から車道端までの範囲内で空間高が4.5m未満の箇所を全て対象としています。

【さ行】

用語		解説
し	条件書	特殊車両通行許可に際して付す書類の一つで、許可に際しての通行条件を記したものをいいます。
	C条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置する」、寸法に関して「徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置する」というものをいいます。
	徐行	橋梁・交差点・屈曲部・狭小部・上空障害箇所等、車両が直ちに停止することができる速度で進行することをいいます。
	新規開発車両	新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両をいいます。
	新規格車	平成5年11月25日の車両制限令の改正による総重量の最高限度に適合する車両を指します。高速自動車国道及び重さ指定道路を特殊車両通行許可を得ることなく通行できます。（その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要）
	G値	各軸の車輪と車輪の中心間距離（最外輪中心間距離）をいいます。
す	重要物流道路	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が路線を指定し、機能強化や重点支援を実施する道路輸送網を指します。
	ステアリング機構	車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル（ステアリングホイール）を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	スパン	特殊車両交差点間の道路をスパンと呼んでいます。

【さ行】

用語		解説
せ	制限標識	「道路法」に基づく橋梁等における重量制限並びにトンネル等における高さ制限、または個別的制限がなされる道路において、掲げられた道路標識の事です。 橋梁、トンネル等による制限の場合は、標識の明示が義務付けられています。
	背高	一般的には9フィート6インチの海上コンテナのことをいいますが、高さがある積載物、または積載状態のことを背高と呼ぶこともあります。
	背高海コン	海上コンテナ用セミトレーラ連結車であってもコンテナの高さが、通常の高コン（8フィート6インチ）より1フィート高い9フィート6インチであるコンテナを「背高海上コンテナ」といい、高さが4.1mまで許可されます。（通行経路は「高さ指定道路」に限定）
	Z係数	超重量車両の許可限度重量の算定の際に、算定要領のD条件による許可限度重量に掛ける係数のことをいいます。
	セミトレーラ	積載物の直屈の相当部分を、連結装置を介してけん引車にもたせかける構造のトレーラ（被けん引車）。（→フルトレーラ、連結装置）
そ	措置命令	道路管理者が「車両制限令の一般制限値を超える車両を通行させた者」、「特殊車両通行許可に付した通行条件に違反して車両を通行させた者」、「車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて者」に対して、通行の中止、総重量の軽減、徐行、その他通行の方法について道路管理者が必要な措置を講じることを命令する行政処分のことです。

【た行】

用語	解説
た 第5輪荷重	道路運送車両法施行規則第35条の3において、「セミトレーラを牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重」をいいます。
高さ指定道路	高さの一般的制限値を4.1mとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html
ダブルス	連結車のうち、トラクタ(けん引車)＋セミトレーラ＋フルトレーラという組み合わせで運行されるものをいいます。被けん引車を2台連結していることからこう呼ばれます。
タンク型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つ。液体等運搬用のタンクを荷台に固定した液体用タンク車の他、粉粒体運搬車、コンクリートミキサー車等を含みます。
単車	連結されておらず、自走できる車両のことをいいます。(例:トラック、建設機械等)
ち 超重量	「超重量車両」の略称。算定要領による許可限度重量を超える車両のことをいいます。
超寸法	「超寸法車両」の略称。算定要領による許可限度寸法を超える車両のことをいいます。
つ 通行計画書	超寸法・超重量車両に係る申請に際して通行時間・誘導方法・待避場所の位置等を記載して提出する書類のことをいいます。
通行条件	道路法第47条の2に基づき、特殊車両の通行を許可する場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を付すこととなっており、その条件は所定の様式に従った条件書を添付して行うこととなっています。重量に関する条件A～D、寸法に関するA～C、通行時間帯、超重量、超寸法車両に関しては橋梁等での走行位置の指定等の条件があります。

【た行】

用語	解説
て D条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、通行禁止および該当車両の前後に誘導車両を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で該当車両が通行することを条件とします。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する」ものをいいます。
と 道路運送車両の保安基準	昭和26年運輸省令第67号を指します。道路運送車両法に基づき、運行の用に供し得る道路運送車両の保安上又は公害防止上の技術基準を定めたものをいいます。
tkoデータ	申請支援システムを利用して作成した申請書の電子データ(拡張子が「.tko」)をいう。オンライン申請で窓口へ送信・提出するデータ形式です。
道路構造令	道路を新設又は改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
道路情報便覧	特殊車両通行許可に係る窓口の事務処理を迅速に行うため、道路の構造要因、交通条件等についてあらかじめ現地調査し、それによって得たデータを全国的に収集、収録したものです。対象箇所は、狭小幅員、上空障害、交差点、曲線部障害及び橋梁です。
特車	「特殊な車両」の略称です。車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、車両諸元が一般的制限値を超えることがやむを得ないと認める車両で、特殊車両の通行許可の対象となる車両をいいます。
特車ゴールド制度(ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度)	業務支援用ETC2.0車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化および大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度をいいます。
特例車種	特例5車種車及び特例8車種の連結車をいいます。 ※高さ指定道路に限り、高さは4.1mまで許可されます。

【た行】

用語		解説
と	特殊車両通行許可制度	一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を道路管理者に申請し、許可証の交付を受けて許可された経路を走行できること定めた制度です。
	特殊車両通行許可不要制度	道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする制度です。 特殊車両通行許可不要制度は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou_pr.html
	トリプル軸	3m以内に3つの車軸が集中して隣接している場合をいいます。
	特例5車種	連結車のうちバン型、コンテナ用、タンク型、幌枠型及び自動特例5車種車の運搬用のことをいいます。（国際海上コンテナ用は含まれない。） 特例として、総重量の制限値が高速自動車国道では36t以下、その他の道路では27t以下で軸距に応じて定められた値とされています。（車両制限令第3条第2項）
	特例8車種	特例5車種＋追加3車種（あおり型、スタンション型、船底型Ⅰ、Ⅱがある。）のことをいいます。追加3車種には、車両制限令第3条第2項の特例は適用されません。

【な行】

用語		解説
に	認証トラクタ	橋梁照査要領に適合するように製造された海上コンテナ用トレーラをけん引する海上コンテナのフル積載への対応を設計段階で考慮して製造された2軸トラクタで、その駆動軸重が11.5t以下であって、道路運送車両の保安基準第55条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けた車両をいいます。
	認定	車両制限令第12条に基づき、一般的制限値を超えず、車両制限令第5条～7条の個別的制限に適合しない車両で、申請により、個別的制限に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認定することを指します。

【は行】

用語		解説
は	はみ出し長さ	被けん引車(トレーラ)に積載する自動車が車体の後方にはみ出す部分の長さを指します。
	バン型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。箱型荷物室を備えているトラックのことをいいます。ただし、屋根のないもの(オープントップ型)も含まれます。〈JIS(日本工業規格)による〉
ひ	B条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行および連行禁止を条件とする」、寸法に関して「徐行を条件とする」ものをいいます。
	ピントルフック	フルトレーラを連結するトラクタの連結装置。
	binデータ	申請支援システムで作成した申請データ(作成途中状態)で、拡張子「.bin」をいいます。
ふ	不許可	特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。
	付図	特車システムの「道路情報便覧」にある地図です。 この地図上の交差点を繋げていき経路を作成します。
	普通申請	普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。
	不連続	特車申請の経路作成において交差点番号が連続しておらず、経路が繋がっていない状態のこと。道路情報が更新され、新たな特車交差点が追加された場合等に不連続となる場合があります。
	フルトレーラ	総荷重をトレーラだけで支えるように設計され、先端にけん引具を備えたトレーラのことをいいます。(ドーリと組み合わされたセミトレーラを含む)〈JIS(日本工業規格)による〉

【は行】

用語	解説
へ 併進禁止	車両の前後に「誘導車」を設置して橋梁を車両が通行する際は「誘導車」が車両以外の一般車両も規制(対向車線も)して、橋梁の上にはその特殊車両のみが通行することをいいます。
β 値	車体の幅が2.5メートルを超える車両の橋梁等の主げたの許可限度重量を求める際に、通行条件Dの場合のみ乗じる係数をいいます。 最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離に応じて、1.00～1.20。
ほ 包括申請	車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同じである複数の車両について一つの許可申請書によって行う申請をいいます。
補正係数(K)	基本補正係数K1～K5を全て乗じた数値。(K=K1×K2×K3×K4×K5)
ポールトレーラ	柱等長尺の積荷自体がトラクタとトレーラの連結部分を構成する構造のトレーラのことをいいます。軸距は積荷の長さに応じて調整できます。〈JIS(8本工業規格)による〉 保安基準第1条においては、「柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造を有する被けん引自動車をいう。」とされています。
幌枠型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最重量の特例の対象とされる車種の一つです。荷台が幌骨で支持された幌に覆われた車両をいいます。(幌ウィングボデーを含む)

【ま・や・ら行】

用語		解説
み	未収録道路	道路情報便覧に路線はあるが、特殊車両の通行に関する情報が収録されていない道路をいいます。
	未採択道路	道路情報便覧に路線が収録されていない道路をいいます。
	みなし	申請経路毎に審査結果をひとつ以上設定した状態において、申請経路毎に設定された審査結果の中における最も厳しい条件(重量・寸法)で、同一経路内の審査結果を「みなす」ことをいいます。
ゆ	誘導車	カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋梁等の構造物の保全等のために配置するもので、普通乗用車等を用います。
り	リアオーバーハング(RO)	車両制限令におけるリアオーバーハングは、トレーラの後輪の旋回中心軸から車両後端までの長さをいいます。
	輪数	輪数とは、1つの軸に係るタイヤの数をいいます。ただし、ダブルタイヤは、1輪と数えます。
	輪荷重	自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいいます。 車両制限令上、最高限度は5tとされています。
	隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸重の合計です。(車両制限令第3条)保安基準の「隣り合う車軸に係る荷重の和」に当たります。車両制限令、保安基準上の最高限度は、軸距が1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下である場合にあっては、19t)、1.8m以上である場合にあっては20tです。
れ	連結車	けん引車(トラクタ)と被けん引車(トレーラ)とが連結された状態の車両をいいます。(例:セミトレーラ、フルトレーラ)
	連行禁止	2台以上の特殊車両が縦列をなして、同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。

11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

■ お問い合わせ先

- ・本システムに関する各種お問い合わせについては、以下までご連絡をお願いいたします。

国土交通省 道路局 道路交通管理課

車両通行対策室

 **03-5253-8483**

※ 他システムの窓口も兼ねておりますので、
「自治体申請システム 申請者側」とお伝えください。

※お問い合わせ受付時間は、平日9:30-18:15となります。
上記時間帯以外のお問い合わせは、お受けできませんのでご了承ください。

※問い合わせ窓口は電話のみとなります。

- ・パシフィックコンサルタンツでの問合せ窓口/サポート窓口の対応は
2020年10月30日(金) 17:00をもって終了いたしました。

版数	改訂内容
1.0.0	初版
1.0.1	一部画面レイアウトを最新に更新
1.0.2	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を訂正
1.0.3	2-2. 自治体申請システムへのアクセス を追加 11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ を追加
1.0.4	誤記修正
1.0.5	2-1. 利用環境 を訂正
1.0.6	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を、 「自治体申請システム利用上の留意事項」に修正 1-3. 自治体申請システム利用上のお願い に説明を追加 5-1. 申請する に添付資料の容量制限について説明を追加 5-1. 申請する に申請先の手動設定について補足を追加 6-5. 差し戻しから再申請をする に説明を追加
1.0.7	6-2. 申請内容の確認 に、申請状況の種類と、 操作メニューについてのページを追加 6-3. 申請の取り消し を追加 6-4. 申請内容の変更 を、変更内容により操作方法が 変わることを追記、差し戻しの際の操作と統合
1.0.8	6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする の申請先 の道路管理者を変更する場合の操作方法を修正 6-2. 申請内容の確認 の一部画像を最新のものに変更
1.0.9	1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項 の申請対象 について文言を修正 2-5. 主機能の画面遷移 を追加 3-1. 提出書類の電子データ化 の提出書類を整理・更新

(続く)

版数	改訂内容
1.0.9	(続き) 4-3. 新規ユーザーの登録 の申請代理人の補足を追加 5-1. 申請する に道路管理者によって必要となる書類について補足 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合わせ窓口を変更